

平成 1 2 年 9 月 6 日（水曜日）第 3 回 定 例 会

○出席議員（22名）

1 番 佐 竹 敬 一 議員
 3 番 猪 倉 謙 太 郎 議員
 5 番 荒 木 春 吉 議員
 7 番 柏 倉 信 一 議員
 9 番 伊 藤 忠 男 議員
 11 番 高 橋 勝 文 議員
 14 番 佐 藤 穎 男 議員
 16 番 佐 藤 暘 子 議員
 18 番 内 藤 明 議員
 20 番 井 上 勝 ・ 議員
 23 番 伊 藤 昭 二 郎 議員

2 番 松 田 孝 議員
 4 番 石 川 忠 義 議員
 6 番 安 孫 子 市 美 夫 議員
 8 番 鈴 木 賢 也 議員
 10 番 高 橋 秀 治 議員
 13 番 新 宮 征 一 議員
 15 番 伊 藤 諭 議員
 17 番 川 越 孝 男 議員
 19 番 松 田 伸 一 議員
 21 番 那 須 稔 議員
 24 番 佐 藤 清 議員

○欠席議員（2名）

12 番 渡 辺 成 也 議員

22 番 遠 藤 聖 作 議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長
 渋谷 勝 吉 収 入 役
 奥 山 幸 助 選 管 委 員 長
 兼 子 昭 一 庶 務 課 長
 宇 野 健 雄 財 政 課 長
 井 上 芳 光 市 民 課 長
 安 達 勝 雄 土 木 課 長
 安 彦 守 下 水 道 課 長
 那 須 義 行 商 工 観 光 課 長
 芳 賀 友 幸 健 康 福 祉 課 長
 浦 山 邦 憲 水 道 事 業 所 長
 保 科 弘 治 教 育 長
 草 苅 和 男 学 校 教 育 課 長

石 川 忠 社 会 体 育 課 長

安 孫 子 雅 美 監 査 委 員
 真 木 憲 一 農 業 委 員 会
 事 務 局 長

○事務局職員出席者

安 孫 子 勝 一 事 務 局 長
 丹 野 敏 幸 庶 務 主 査

松 村 眞 一 郎 助 役
 大 泉 慎 一 教 育 委 員 長
 武 田 浩 農 業 委 員 会 会 長
 荒 木 恒 企 画 調 整 課 長
 安 食 正 人 税 務 課 長
 石 山 修 生 活 環 境 課 長
 片 桐 久 志 都 市 計 画 課 長
 佐 藤 毅 農 林 課 長
 鹿 間 康 地 域 振 興 課 長
 沖 津 志 郎 会 計 課 長
 布 施 崇 一 病 院 事 務 長
 石 川 忠 則 管 理 課 長
 斎 藤 健 一 社 会 教 育 課 長
 選 挙 管 理 委 員 会
 三 瓶 正 博 事 務 局 長
 監 査 委 員
 松 田 英 彰 事 務 局 長

鈴 木 一 徳 局 長 補 佐
 柴 崎 良 子 調 査 主 査

平成12年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成12年9月6日(水)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

平成12年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

一般質問通告書

平成12年9月6日(水)

第3回定例会

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
9	教育行政について	21世紀を担うたくましい人材を 育てるにふさわしい教科書の採択に ついて	14番 佐藤 頴 男	教育委員長
10	森林行政について	森林の管理状況について 管理放棄で荒廃している人工林の 再生を図ることについて 林業の実技指導について 森林病虫害の駆除について	2番 松 田 孝	市 長
11	行政一般について	主流になりつつある個人情報保護という視点での情報公開条例の問題点について	18番 内 藤 明	市 長
12	政治姿勢について	チェリークア・パークの民活エリアの中核施設を担う中国パールの事業計画と現況について		市 長
13	教育行政について	第三セクターである月山観光開発(株)の先に行われた政治献金は商法に抵触しないのか、再度伺いたい 先頃、市長の後援団体の長が喪主をつとめる葬儀にあたり、市長の個人名で献花がなされたと聞く。公職選挙法に抵触するのではないかと指摘があり、よもやとは思いますが真相はいかがか 学校給食について再度伺う (イ)来年1月より遺伝子組み換え食品の表示義務化がなされる。こうした状況を受けて、食材としての遺伝子組み換え食品に対する教育委員会の考え方はいかがか (ロ)安全性が疑問視されているなかで、現在使用しているメラミン樹脂の食器に対する見解はいまだ変わらないのか オゾンホールが拡大するなかで先進地では紫外線による皮膚がんや白内障を防ぐため、学校で使っているプールに屋根をつけていると聞くが見解と対応はいかがか		教育委員長

14	市政全般について	さくらんぼの里にふさわしい農業 用廃ポリ対策について 分権時代の各種審議会・委員会の あり方について 土地先行取得の課題について 国有地払い下げをめぐる課題につ いて	17番 川越孝男	市長
----	----------	---	---------------------	----

再　　開

午前 9 時 3 0 分

○佐竹敬一議長　これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員、遠藤聖作議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一般質問

- 佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

佐藤頼男議員の質問

○佐竹敬一議長 通告番号9番について、14番佐藤頼男議員。

〔14番 佐藤頼男議員 登壇〕

○佐藤頼男議員 おはようございます。

私は、自由民主党と緑政会を代表し、通告しております教育行政について、21世紀を担うたくましい人材を育てるにふさわしい教科書の採択について、すぐれた教育者として日ごろ尊敬をいたしております大泉教育委員長に質問いたしますので、率直な御意見を伺いたいと思います。

近年、学級崩壊やいじめ、不登校、自殺、17歳の凶悪犯罪など、戦後の教育がもたらしたものは一体何だったのであろうか。21世紀の国づくりに大きな不安要因となっております。改めて見直さざるを得ない状況になってきておると思います。

文部省の平成12年度学校調査表によると、小学生や中学生の不登校、長期間30日以上欠席者数が小学校生徒が2万6,000人、中学校生徒が10万4,000人となり、調査を開始された平成3年の約倍の数字となっている。不登校による学校崩壊は深刻な状況にあるわけですが、不登校の背景にはさまざまなものが考えられるが、いじめなどが典型的であるが、児童自身の学校に必ず行かなければならないという意識の希薄化、家庭の問題、学校のあり方などが複雑に絡み合っていると述べております。

平成14年には、いよいよ文部省の新学習指導要領に基づいた教育改革が行われるわけであります。心の教育を推進してきた本県におきましても、歴史教科書の問題が大きくクローズアップされてまいりました。

実際、学校で使われている歴史教科書を読んでびっくりし、驚いております。私は、陵西中学3年の孫が使っていた公民と歴史の教科書を見て驚いております。日本人を敵視している中国か朝鮮の本ではないかと疑うように感じたのであります。歴史の主流をなしているのは民衆の反抗、そして中国人や朝鮮人が善人で日本政府は悪人としており、日本の歴史国家をのろうような内容であると見たのであります。

中学3年の孫に私が見た感想を述べて聞いたところ、じいちゃんと同じであるというふうに言うのであります。私は、戦前の教育も受けたものだけでそのように感じたのではないのであります。

明治以降の日本は、欧米列強の威圧に屈することなく、あらゆる困難と戦い、ついには白人支配の世界の中で、特に東南アジアの植民地解放、独立のきっかけをつくったすばらしい国であり、民族であると思います。

ところが教科書では、民族の反抗や朝鮮人が善で、日本政府は常に悪、すなわち権力者の支配に対する民族の抵抗という階級闘争の図式と、戦勝国が日本を裁いた東京裁判史観によって内容が貫かれております。

日本は諸外国に比べて一方的に悪玉のごとく書かれており、白人統治の植民地では考えられないような朝鮮や台湾での善政や勇敢で優秀な日本人として世界じゅうから称賛された事実については全く触れられておりません。国を愛する気持ちや祖先を敬う心など生まれようがない、自虐たるゆがめられた歴史教科書であると言わざるを得ません。

人間としての自立、道徳心の回復には、まず、自分につながる誇りある歴史・伝統・文化の認識が基本であると思うとき、歴史教育の見直しは、教育の荒廃や日本の将来を憂える私たちにとって急を要する問題であると思うのであります。

私は、十数年前、姉妹都市のギレスン市第1回訪問団に参加した、その研修会のときに、トルコ大使館の人から、トルコは日本に対し明治以来親しい関係にあった。その一つに、日露戦争で日本軍が勝利したこと。そしてロシアのバルチック艦隊を日本海海戦で破った東郷平八郎元帥を褒めたたえ、イスタンブールにトウゴウ通りを命名し現在もあるということ。さらに、陸地の戦争で二百三高地の戦闘で自分の息子2人を戦死

させて戦った乃木大將を尊敬し、自分の子供にノギという名前をつけた人が何人もいると聞き、非常に対日感情がよいという話を聞きまして感動を覚えたものであります。

また、東南アジアの国々や後進国の指導者は、日本が明治以来の短い年月で世界の大国となった日本のすばらしさを手本とし国づくりを進めていると聞くとき、外国の人たちが日本の国づくりのことを研究しているのに、なぜ日本ではこれを取り上げようとしないのか不思議な思いであります。

先般、森総理大臣は、7月28日に行われた所信表明演説の中で教育改革の重要課題の一つとして教育委員会のあり方を挙げております。また、8月8日の参議院予算委員会で、本県出身の小山孝雄参議院議員がその真意をただしたのに対し、教育委員会による適切な教科書採択を求めるものであると認めたと聞いております。さらに、大島文部大臣は、教科書選定については、毅然とした教育委員会の判断で行うことが当然であるとして、間違っても組合の意見によってとか、そういうことであってはならないと答弁されております。

私は、歴史を学ぶということは、古い昔のことを知ることよりも自分を知るためのものであると考えます。このような観点から、日本人としての正しい真実に基づいた歴史認識、自分の国に自信と誇りを持てる歴史教育と教科書づくり、新学習指導要領の趣旨に沿った開かれた教育行政、以上、3点を実現することが当面する大事なことではないかと思ひます。

歴史教科書の採択問題は、いまや全国的な広がりの中で、歴史教科書が不透明な手続で採択されているとして議論が活発に行われております。本県でも県議会の一般質問で取り上げられ、市町村議会においても議論が高まってきております。

こうした議論や運動の高まりを受けて、県教育委員会は7月10日、教科書採択で指導的立場にある小・中学校の県教科用図書選定審議会委員の氏名を公表したと報道されております。

山形県には、七つのブロックに教育事務所があり、その指導で管内市町村立で使う教科書の採択が行われていると聞いておりますが、採択の責任は教育委員会にあることになっております。その実態はどうなっているのか。情報公開が進んでいる今日、これを明らかにすべきであると思うのであります。

平成14年より実施される学習指導要領では、その目標を広い視野に立って社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的、多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民的資質の基礎を養うと述べております。

21世紀の我が国をたくましく担う人材を育てるにふさわしい教科書をつくり、小・中学校の児童に与えることが我が国における当面する最も重要な国民的課題であると思ひます。

以上のようなことを踏まえ、次のことについて委員長に質問をいたします。

一つ、中学校生徒の歴史教科書の内容についての御所見を伺いたい。

二つ、本地区の教科用図書採択協議会の委員及び研究員の氏名を教えてください。

三つ、社会科の研究員に広く社会的常識を踏まえた一般の有識者を登用すべきではないか。

四つ、教科書採択の権限が教育委員会にあり、選択の余地がなく、採択が形式だけになっていないか。

五つ、教科書の採択についての採択協議会及び教育委員会の議論を公開してほしい。

以上のことを申し上げ、第1問といたします。

○佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

○大泉愼一教育委員長 おはようございます。

教育行政について、21世紀を担うたくましい人材を育てるにふさわしい教科書の採択について、お答えいたします。

公教育としての学校教育については、国が全国的に一定の水準を確保して、全国のどの地域でも同じ水準の教育を受けることができる機会を保障することと、心身ともに未発達な児童・生徒を対象とする教育であることから、小・中・高等学校等における教育では、教育内容についても全国的基準に従ってほぼ共通の内容を確保することが要請されております。

このため学校教育法では小・中・高等学校等のそれぞれの教育目標を掲げ、それに従って教育課程の基準が定められております。この基準が学習指導要領であり、それには各教科等の目標・内容等が示されており、その基準に従って各学校で教育課程を編成し実施しているのは御案内のとおりでございます。

その教育に当たっては、主たる教材である教科書が必要であり、それは当然学習指導要領に基づいて編成され、教育課程に応じて組織、配列されたもので、公教育制度の公共性という観点から、教育内容についても全国的に一定の水準を確保するためにその使用が義務づけられております。

教科書の採択につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号により、市町村立の義務教育諸学校で使用する教科書採択の権限は市町村教育委員会にあります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、採択に当たっては、近隣市町村における転校による児童生徒の負担の軽減や教師の共同研究を可能にするなどのため、市もしくは郡の区域、またはそれらの区域を合わせた区域を採択区として設定し、地区内の市町村が共同して教科ごとに同一の教科書を採択することになっております。

採択地区については、都道府県教育委員会が地理的、経済的、文化的条件を考慮して決定しており、県内では七つの採択区が設定されております。本市の場合は、西村山地区1市4町でつくる採択地区になっております。本採択地区には共同採択を行うため、西村山地区教科用図書採択協議会を設け、県教育委員会との連携のもとに調査・研究を行いながら適切な教科書の採択を行っております。

採択に当たっては、実際に児童・生徒の指導に当たる各教科ごとの担当者を中心にまとめた各学校の意見書が採択協議会に提出されます。また、地区内より選出された教科代表者による教科用図書研究員会により鋭意調査研究、検討され、まとめられたものが採択協議会に答申されております。

教科書は、児童・生徒や教員はもちろん保護者にとっても身近なものであり、適切な採択をするため教科用図書法定展示会を開催し、教科書に対するアンケートなどを集約するなど、広く保護者、市民や教員の意見を教科用図書研究員会の答申に反映させております。

地区の教科用図書採択協議会では、教科用図書研究員会から答申を受けたものなどを審議し、教科書の選定を行い、各教育委員会の議決を経て採択されております。

さて、5点ほどの質問がございましたので、お答え申し上げます。

まず、歴史教科書についてどう認識しているかということでございますが、この歴史教科書については各方面で議論され、さまざまな意見があることは承知しております。しかし、歴史教科書を含め、採択の対象となるすべての教科書が教科書検定という法的手続を経たものであり、学習指導要領の趣旨に沿ったものであります。したがって、当然のことながら、社会科の目標も達成できる適切な教科書として使用されているものと考えております。

次に、採択協議会委員などの公表についてでございますが、県の選定審議会ではことしの8月に県の審議

会委員と調査員について公表するとの方針を打ち出しましたが、地区においては原則的に公開はしていません。

今後公開について検討していく必要があると思いますが、公表する場合においては、採択の公正確保の観点から、採択後の公表など公表時期についても慎重に検討すべきことと考えております。

次に、社会科研究員に一般の有識者を登用する件についてですが、平成2年3月に教科書採択のあり方に関する調査研究協力者会議から報告された「教科書採択のあり方について」では、採択地区協議会やその下部組織の委員に新たに保護者代表などを加えていくことも考えられるということが示されております。

また、平成10年11月に教科用図書検定調査審議会から建議された「新しい教育課程の実施に対応した教科書の改善について」の中で、教科書は学校教育において重要な役割を果たし、国民の関心も高く、よりよい教科書を求める国民の要請に適切にこたえ、教科書の信頼性を高めることが重要であり、採択等の過程においてその透明性を高めていく努力が必要であることが示されております。

したがって、社会科の研究員に一般の有識者を登用することについては、教科書の専門的な調査研究であることを踏まえるとともに、公正確保の観点に配慮しながら慎重に対応すべきことと考えております。今後の検討課題であると考えます。

次に、教育委員会の採択権限にかかわることについてであります。教科書採択は教育委員会のなすべき重要な任務であると認識しており、鋭意努力しておりますが、対象となる教科書すべてについて、その内容を詳細に把握することは実質的に困難であります。

そのため、本市では、西村山地区教科用図書採択協議会において委嘱された研究員に専門的な研究をお願いし、その研究員会の答申によりすべての教科書の特徴を把握しております。その上で教育委員会で議決しております。

したがって、形式化しているのではとの御指摘であります。現在の採択の仕組みの中で、教育委員会としても適切に対応していると考えております。

最後に、採択に至るまでの審議内容の公表ということですが、教科書採択に関することは原則的に非公開としており、採択までの審議内容等の公開につきましては難しいものと考えております。また、採択結果及び理由についても基本的に公表しないこととなっておりますが、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で公表していくことも将来の研究課題であると考えております。

以上、お答え申し上げましたが、これらの点に関しては本市だけの問題ではなく、西村山地区の他の関係教育委員会との連絡調整を行うとともに、さらに国や県の動向を見きわめながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○佐竹敬一議長 佐藤頼男議員。

○佐藤頼男議員 ただいま大泉教育委員長から、端的にしかも非常にわかりやすく御答弁をいただきました。その中で感じたことは、一つは、地区の採択協議会の権限という問題について若干私の見解とは違っておるようであります。

というのは、いわゆる西村山地区の採択協議会というものは、あくまでも採択をするための調査検討をする機関ではないか。教育委員会がそのおののの行政区域ごとにすべきことであって、おののの市町村においてその採択の本が違っても何ら差し支えないはずだと、こういう認識を一つまず持つところであります。

研究員の氏名の公表については、今後必要になってくるのではないかというふうなお考えや慎重にあるべきだというふうな御意見がございました。既に御案内のように、県においても先ほど申し上げたように、審議会の委員が公表されたり、宮城県は既に各採択区の専門員や調査員まで公表をしております。さらに、新潟県やそうした県の中でもそういう動きがありますし、宮城県では、本市でも採用されておるいわゆる東京書籍なわけでありましてけれども、長年間にわたって東京書籍の本を採用してきたということで、宮城県の教育委員会から東京書籍への天下りなどが問題になっているという報道も承っておるところであります。

情報公開の今日でありますので、つまびらかにやはり公表をしていくということが広く市民から、そして国民から理解され共感を持ったものになっていくのではないかとということを申し上げておきたいと思います。

教科書の社会科の研究員の問題につきまして、学校の先生方は専門の教育者であります。何を教えるかについては学校の先生方に決められるものではないというふうに思います。教えることは専門家であるけれども、何を教えるかについては国民が決めることではないかということで、ひとつそのことなども一考をしていただきたいものだというふうに思います。

採択権限の問題につきましては、教育委員会でさらに議論がなされて採択されることを要望しますし、そして、できる限り委員会の議論の内容などについても、やはり公開されていくということでない、その教科書の問題に対する国民的な共感というものは出てこないのではないかというふうなことから、そのように感じるところであります。

中学校の歴史教科書を見ますと本当に我々には全くなじみのない、日本に抵抗した朝鮮の少女が英雄として取り上げられていることや我が国の初代の総理大臣の伊藤博文を暗殺した韓国の反日運動家安重根という人がむしろ英雄という形で本の中に大きく取り上げられておるわけであります。

外国でも有名な英雄として日本の東郷元帥であるとか乃木大将といったようなことが一切触れられていないというふうな内容でありまして、今さら私が申し上げるまでもなく、乃木大将は日露戦争の戦いで勝利し、水師営の会見において敵将ステッセル將軍と会見されたときに、歌の文句にあるように、「きのうの敵はきょうの友」ということで、乃木大将はステッセル將軍にロシア軍の勇敢な戦いを褒めたたえて、ステッセル將軍に愛用の日本刀を贈られた。そしてステッセル將軍は感激をして自分の愛馬を乃木大将に贈られたということであります。

乃木大将は後に学習院の校長も務められ、明治天皇が逝去されると自決して殉死され、奥様も自決されて後を追ったわけでありまして、これは日本の武士道の戦前のかがみとして、日本の国民はもちろん世界の人々にも称賛されてきたことでもあるわけであります。

先日テレビを見ておりましたところが、討論会であったんですが、「日本に敵が攻めてきたら降伏すればいい。それから国際世論に訴える」と平然と日本の主権を放棄するような、そういうことを公言する代議士も出ておる時代であります。戦いに敗れるということはそんな簡単なものではない。あらゆる辱めを強制的に受けなければならないという歴史が証明しているわけであります。

また、公立学校と私立の学校を見ますと、公立学校の方が事件や犯罪というものが多く出ているというこ

となども一つの大きな課題になっているのではないかと、そんなことなども感じているところであります。

歴史教科書は、歴史の光も影も公平に取り上げ、世界史の中で日本がどのような位置づけにあり、実際にどのような貢献をしてきたときちゃんと伝えるべきであると思います。何よりも我々の祖先、先人の苦心とその恩恵に気づかせる教科書であるべきであると思います。

中国や韓国が主役で日本人を敵視するような教科書では、自分の国に誇りを持つどころか、祖先をさげすみ、自分が日本人であることが嫌になるようなものでは困るのであります。

以上のことを踏まえまして、二、三要望を申し上げたいと思いますが、教科書の採択に当たり教育委員の権限の空洞化にならないように、教科書の採択は教育委員会で最も重要な専権事項として審議検討されることとであります。

二つ目には、教育委員の教科書採択のために、下部組織といいますか、協議会や研究員の答申を行う場合、数社に絞り込むような答えをさせないことではないかと思えます。

そして、三つは、教科書の採択にあくまでも学習指導要領に基づいて行われるべきであり、研究員、協議会委員を選任するに際し、学習指導要領に昂然と反対する団体に推薦を求めることのないようにすることを強く要望して私の質問を終わります。

教育委員会の所見がありましたならばお伺いをいたします。

○佐竹敬一議長 教育委員会委員長。

○大泉愼一教育委員長 いろいろ御心配はごもっともだというふうに、今、歴史教科書を考える会なんかもあっていろいろ考えておられるようですが、日本人が日本を卑下するようなことでは日本が成り立たないのではないかということが一番心配なようです。

民族の歴史の中にはどこの国だって、イギリスだって3C政策、ドイツだって3B政策なんていうような侵略戦争もありましたし、アメリカだってあると思います。

いわゆる我々が今、各国でみんな生活しているわけですが、その歴史の中にはいい点と悪い点と両方あるというふうに思います。

確かに外国旅行なんかしてみますと、韓国とか、それからヨーロッパなんかを回ってみても、中国を回ってみても、いい点をどんどんとバスガイドやなんかしゃべります。日本ではいい点も悪い点もしゃべるといふふうになっている。そういう点でのパーセントは確かに日本の方が悪い点の方をよくしゃべるようなそういふふうになっていることが、パーセントよく調べたわけではありませんけれども、そういうことがあるいはマイナスになっているのかなというふうに考えたりもします。

そういうこともいろいろなこれからの歴史的経過の中で、本当の歴史がつくれ、本当のあれが子孫に伝えられるというふうになると思いますが、我々もいろんな面でこれから考えたいというふうに思っております。

松田 孝議員の質問

○佐竹敬一議長 通告番号10番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

○松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党と市民が近年特に不安を抱えている諸問題について、市民を代表し、以下、質問いたします。

市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

通告番号10番、森林行政について伺います。

今、国民の中には、地球温暖化防止や保健・文化・教育などに果たす森林の役割に対する期待と関心が高まっております。

国も国土環境保全などの公益的役割を重視した森林整備や持続可能な森林経営の必要性を提起し、市町村の役割の強化や国民参加による森林づくりなどを呼びかけております。

我が国は、世界有数の森林国でありながら、世界有数の木材輸入国でもあります。日本の木材自給率は、1989年は26.9%でしたが、1997年には19.6%と9年間で7.3%も減少しています。1998年には21%までに上昇しましたが、これは不況による需要減で輸入材が大きく減少したことによるものです。

日本は、依然としてトップクラスの木材輸入国で、他国の森林をも荒廃させる原因にもなっています。さらに、国内では、森林経営者、森林所有者も木材価格低下や経営コストの上昇により深刻な経営危機にあり、製材業者の倒産、廃業が多くなっております。

これまでに林業は、森林を基盤として木材などを生産し、木材を原材料とする製材工場を初め多くの関連産業を発展させ、地域の基幹産業として農山村を支えてきました。林業や関連産業に地域の多くの人が従事し、生活に深くかかわってきましたが、ここ数年間、職場を失う人が増加しています。

国勢調査によると林業就業者及び高齢化比率の比較では、昭和35年に44万人から平成7年には9万人と減少し、林業就業者総数に対する50歳以上の比率も年々上昇し、平成7年には69%で林業就業者の高齢化も一段と進み、担い手不足も一段と深刻な状況になっています。

森林所有者の経営意欲の低下で、森林の荒廃による土砂の流出や山地の崩壊などの災害の発生も急激に進んでいます。

また、伐採されても植林されない林地、枝打ちや間伐の手入れがなされない人工林、台風や雪害による倒木があっても放置されている森林が増加しています。この状況を森林所有者に伺うと、伐採しても単価も安く販路も確保できない、自家用にするにも経費がかさむなど管理しても将来に展望が持てないと、林地管理を放棄する所有者が多くなっております。この危機的状況が農山村の過疎化を進行させ、相乗的に森林の荒廃も進んでいるのが一般的です。

一方、林野庁は、林業の動向に関する年次報告を発表し、世紀を越えて森林の活力を維持していくとの基本認識を示し、持続可能な森林経営の取り組みをしていくと掲げております。

しかし、現実には、採算性悪化による森林所有者の経営意欲の低下、管理の低下となっております。このような状況の中で寒河江市の森林所有者はどのような林地の管理を行っているのか、市長に伺います。

さらに、寒河江市には、国有林、民有林合わせて7,091ヘクタールありますが、市長は林業の活力をつけていく基本的施策と全般的な管理向上を図るべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

次に、管理放棄で荒廃している人工林の再生を図ることについて伺います。

各自治体でも林業をまちおこしの起爆剤にするために、産直住宅に取り組んだり、木造住宅を新築、改築する住民に補助するなど、ほかに良質木材を育成するために間伐や枝打ちの推進、間伐材の利用拡大に頑張っている自治体も多くなっております。特に、昭和30年代に人工植林された杉も間伐や枝打ちの管理作業を

実施する時期に来ています。

こうした状況を踏まえ、国・県は、今年度、平成12年度より緊急間伐5カ年計画を作成し、林地150万ヘクタールの間伐を強力にバックアップする補助事業を実施しますが、補助対象は、地域の森林所有者が30ヘクタールの面積を一体的に集約し間伐団地化の協定を結んだものとなっています。果たしてこの制度は、個人所有者が団地化に参加し、協定を結ぶことが可能なのか、補助に該当する人がいるのかどうか、大変疑問であります。

寒河江市も管理放棄され荒廃されている人工林を再生し、良質木材を育てるために人工林の管理を徹底すべきです。国・県の補助事業のみに任せるのではなく、もっと利用しやすい実態に合った支援をすべきだと思います。対象を個人向けにし、対象面積の緩和を考慮した寒河江市独自の助成制度を実施すべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、森林所有者の林業の実技指導について伺います。

中山間地域は、少子・高齢化が進む中、農林業の後継者不足は深刻な状況です。昭和40年代までには、農家は農作業の合間に植林や下刈りなどの森林管理を進め、50年、100年後の樹木の成長と財産の蓄積に努力してきたと聞いております。

森林所有者は、自分自身が実際に管理をすることにおいて自然と技術を身につけてきました。今の現状は、これまでの循環型である親から子への技術伝承がなくなりました。こうした状況の中で、林業の後継者育成と同時に、森林管理の知識と技術がなく管理できない方がふえております。

こうした状況を踏まえ、後継者に森を育てる教育と、植林、下刈り、枝打ち、間伐、また、機械操作や道具の研磨などの技術講習会などを実践も含め開催すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、森林の病虫害の駆除について伺います。

我が国では、森林病虫害等防除法が公布されてから約半世紀たちました。目的は、森林の病虫害、特に松くい虫などの防除を早期にかつ徹底的に駆除し、その蔓延を防止するためにつくられた法律で、完全に撲滅する目的で制定されたと思います。

しかし、県の森林課がまとめた県内の過去10年間の松くい虫の被害は、平成2年には9,226立方メートルで、その後年々増加し平成7年には1万8,438立方メートルと約2倍に拡大しましたが、その後、減少傾向にあります。これは県と鶴岡市、遊佐町の取り組みで、砂丘地帯約30キロ区間の松の木を伐採し、杉に植えかえる樹木転換作業が行われたためで、外部から松くい虫の侵入を防ぐ防除帯が形成されたことが被害の減少につながったとしています。砂丘地帯はこれまでの防除対策が奏功し鎮静化しつつありますが、逆に内陸部は急激に被害が急増しております。

寒河江市で松くい虫の被害が確認されたのは、昭和59年に平塩地域で17立方メートルが最初と言われております。当初、被害は平塩、中郷地域が主であったのがここ数年、市内全域に被害が及んでいます。特に、被害は、平野山中心に急速に広がっております。すぐにこの被害調査を実施し、緊急駆除を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺います。

また、現在、被害木に対する処理は、春、秋の伐採した松の木に殺虫剤を散布し、ビニールで覆い駆除する方法が一般的です。しかし、マツノザイセンチュウが松の木に入った場合、1カ月から2カ月で枯れ始めると言われております。これまでの年2回の駆除では蔓延を防ぐことが不可能と考えます。

被害調査も地域住民と一体となって進め、初期対策を心がけるべきだと思います。また、駆除する期間を短縮するなど、きめ細かな対策を具体的に検討すべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

市長の誠意ある答弁を期待し、第1問を終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、林地の管理をどうやっているかというようなことについてでございます。

最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しくございます。外材との競合による木材価格の低迷が続いており、また一方では、木材生産の場である農山村地域の過疎化と高齢化による後継者不足から労働力の弱体化が進み、間伐、保育等が適正に実施されない森林が増加しております。

本市の森林面積は、民有林が約 4,700ヘクタール、そのうち杉を主体とした人工林が約 1,000ヘクタールでございます。人工林率22%と県平均の39%を大きく下回っております。さらに、成長過程段階にある6齢級以下の若齢林が約4割を占めている状況にございます。また、団体や集落を含む個人の森林所有者は1,614人おりまして、そのうち5ヘクタール以下の零細な森林所有者が95%を占め、10ヘクタール以上の森林所有者はわずか2%弱にすぎません。

そして、専門的林業者はおらないと。ほとんどの森林所有者は、森林施業を営むというよりは山林を財産として保有している状況にございます。

造林、保育、間伐作業等の林地の管理につきましては、所有者個人が管理することになりますが、田代山公社などの団体を除いては、ほとんどが個人による造林、保育等になるため、所有している山林全体を管理することは難しく、施業の必要性を感じてはいるものの採算性の問題などからなかなかできないのが現実でございます。

ただ、西村山森林組合では、助成制度を活用しながら個人所有林の間伐などを受託し整備していますが、面積的には微々たるものでございます。数字的に見ますと、10年度では3.7ヘクタール、11年度はずっと減りまして1.5ヘクタールほどになっておるようでございます。

適正な森林整備を推進するためには林業従事者を育成していくことも必要でありますので、本市においては山形県林業従事者育成基金に約1,400万円出捐するとともに、西村山森林組合に対しましても毎年援助するなど林業従事者の育成と森林整備の体制づくりに支援しているところでございます。

また森林所有者のニーズに基づきながら、一般造林事業や流域森林総合整備事業などの国・県の補助事業というものを活用しながら、造林、保育、間伐などを支援し、森林施業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、人工林の再生ということの御質問がございました。

本市では、平成12年度からの10カ年において、間伐、保育、伐採、人工造林などの森林整備とそのための林道網などの条件整備を総合的かつ計画的に推進し、林業の振興を図っていくためにその指針となる寒河江市森林整備計画を策定したところでございます。

また、県では、人工林の杉の間伐を実施し、良材の育成と公益的機能発揮の推進、それに安全で快適かつ豊かな郷土を次世代へ引き継ぐために、お話もございましたけれども、本年度において緊急間伐5カ年計画というものを作成しております。

これを受けまして西村山地方では、管内の森林木材関係機関、団体、業者が協力し合い、間伐の実施とその利用促進を図るため、西村山地方間伐推進計画を作成したところでございます。

これらの計画に沿った施業というものを適正に実施するためには、森林所有者の方々の理解と協力が必要でありますし、先導的な人材を育成、確保することも大切でございます。しかしながら、林業従事者の高齢化や山村地域からの若者の流出、また木材価格の低迷により林業後継者が不足しているのも現実でございます。

本市におきましては、市町村森林整備推進事業などの県事業の活用を図りながら、林業従事者のリーダー育成と森林の効率的な整備を推進していきたいと考えているところでありますが、本市独自の助成制度につきましては、森林所有者のニーズ、意見を把握しながら今後の研究課題とさせていただきたいと思えます。

次に、実技指導の御質問がございました。

林業の実技指導につきましては、地方事務所が実施する間伐講習会やキノコ栽培講習会、また、森林研究研修センターが主催する森林病虫害等防除講習会、そして林業機械実技講習会、それに森林組合の松くい虫予防薬剤散布講習会などが現在実施されております。

市独自の实技指導講習会等につきましては、技術的な面から難しいと考えており、今後とも県や森林組合等と連携を図りながら、それらの各種講習会等について市報掲載するなどして森林所有者などに周知するなど、側面から支援していく考えでございます。

次に、松くい虫についての御質問がございました。お答えいたします。

緑豊かな松が古い葉に続いて新しい葉も急激にしおれ、間もなく全体が黄変、褐変し枯死してしまう。これがいわゆる松くい虫による被害でございます。このような急激な枯死は昭和46年の農林省の研究によって、マツノマダラカミキリというカミキリムシが媒介となり、マツノザイセンチュウという体長1ミリメートル足らずのセンチュウが松の細胞を食い破ることが原因であるということが判明しました。

以来、林野庁では毎年巨費を投入して防除に当たってきましたが、九州を初めに被害は年々拡大し、現在では青森県と北海道を除く日本全土に及んでいる状況となっております。また現在は、韓国や台湾、中国まで波及しており、正確な侵入経路はわかりませんが、日本からの木材や機械梱包材からの飛散の可能性があるということで、各国政府は即刻日本からの木材輸入を禁止している状況にあるとも言われます。

山形県の松くい虫の被害は、昭和53年に山形市で発生し、その後県下全域に拡大しており、特に庄内地方においては防風・砂防林等の海岸砂丘林が脅かされ深刻な問題となっております。でございます。

御指摘のとおりでございますが、本市においては、平塩、中郷地区で昭和59年に発生したのが初めてで、現在は、北は留場や箕輪地区、西は谷沢地区にまで及んでおります。

松くい虫の防除には被害木の伐倒駆除により対応しておりますが、平成4年度からは各種の補助事業、単独事業を実施しながら取り組んできたところでございます。しかしながら、今年度は昨年的高温少雨の影響により被害が広範にかつ甚大な状況となっております。

予防策といたしましては、薬剤の空中散布や地上散布、それに薬剤の樹幹注入などがありますが、空中散布は事業費がかさむ上、周辺の動植物や農作物への悪影響が心配され、県内では実施されていないものでございます。地上散布は動力噴霧器などの機材を運搬するために、農林道などの道路網が隣接されている必要があり、被害のある山林をカバーすることは現実的には難しいものでございます。また、樹幹への薬剤の注入は、経費が1本2万円から3万円かかること、それに時間がかかり過ぎることから、山林ではなく公園や史跡名所などの貴重な松に限定して実施されている現況にあります。

このようなことから、現段階では、予防についてはいまだ実施できない状況にありますが、県や近隣市町と連携を図りながら、隣接山林の共同伐倒駆除など、より有効な手だてを検討するとともに、被害拡大防止に対する森林所有者へのより一層の理解と協力を求めていく考えでございます。

以上です。

○佐竹敬一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 森林所有者の管理の状況を今ちょっとお聞きしたんですけれども、まず、寒河江市の場合は大規模の所有者がいないということで、木材を循環させて、それを生活費から管理の引き当て、そういうのをやっている業者が、業者というか所有者が少ないということで、まず一番問題なのは、1町歩前後の所有者が非常に寒河江市の場合多いですから、この人たちがやっぱり今管理意欲というか、こういう循環型の作業ができないんで苦しんでいる状況になっているんです。ですからこれをもう少し市の管理の中で、この森林の大切さもいろいろ叫ばれている中で、やっぱりもう少し市の援助というか、管理の指導の仕方から、やっぱり補助を出して何とか良質な木材に育て上げる内容にしてみたいと考えております。

確かに今私どももそうですけれども、山に行く機会が非常に少なくなった。やっぱりこれまでだと、さっきも第1問でお話ししたんですけれども、やはり農作業の合間に行っていたのが、今、農家が逆にサラリーマン化して、やっぱり山に行くチャンスがないというか、そういう状況の中で、もっと木材の価格とか販路、こういうことももう少し行政で考えて何か施策、各自治体で間伐材を利用して木材を加工したり、いろいろな方法をとっておりますけれども、寒河江市でも実際そういうのを考えていただきたいと思います。

今、倒木があっても結局、今の木材価格が安いために処理ができない。これを処理するために結局産業廃棄物として処理しなくてはならない状況にあります。ですから、切るにも切れない。切るにもやっぱり人件費がかかって非常に大変な状況になっております。ですから、こういうのもやっぱりある程度、再生するみたいな形で、何とか行政で指導をお願いできればと考えておりますので、この辺を市長、どう考えているのかお伺いしたいと思います。

あと、林業の活性化の基本的施策と管理の補助についてなんですけれども、今、寒河江市では、補助金というか、負担金という形で西山材のブランド化に推進事業の中に負担金を出しておりますけれども、これは目的はどういう目的で負担しているのか。そして、寒河江市がこの西山材に該当するかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

あと、ここ数年前、減反政策で、減反に杉、植林された地域が相当あります。この管理の状況も具体的にないような状況あります。これも結局、補助金をもらってある程度植林されたんですけれども、これが今田んぼに植えたために、軟弱な地盤に植えたために、非常に災害が発生しているような状況ありますので、この辺の管理をどうしていくのか。せっかく補助金もらって植栽されたんですけれども、管理が行き届かないで放置されている現状があります。ですから、この辺の管理を本人、所有者任せでなくともう少し行政でも指導をしていくべきだと私は考えますけれども、この辺、市長の考えをお聞きしたいと思います。

あと、助成制度なんですけれども、今回緊急5カ年計画で間伐に対して補助事業を始めますけれども、これは本当に大規模の森林所有者とか公社関係、田代とか幸生あたりの公社でいろいろ利用できると思いますけれども、これをもう少し具体的に小さい規模で、1町歩弱で個人が毎年2反歩とか3反歩できるような体制をつくっていただいて、この辺の個人所有者に対してもう少しきめ細かな施策を市では考えていただきたいと思いますけれども、この辺をお聞きしたいと思います。

それから、森林所有者の林業の技術指導についてなんですけれども、いろいろ市長からもお話はありましたけれども、市単独では技術指導が非常に難しいと言っておりますけれども、私はやっぱりこれは森林業者とか森林組合とか、そしてあと農協とか、いろいろ関係機関あるわけですから、もう少しこの辺をPRしてもらって、知らない人がほとんどでPRが足りないんじゃないかというふうに私は考え持っております。

確かにこの技術指導はある一面ではやっている人もおりますけれども、個人はほとんどこれに参加していない状況だと聞いております。ですから、もう少しこの辺をPRを市報なり、いろんな広報でPRしていただきたいと思います。

そして、今、先日の新聞などにも出ていましたけれども、今、小学生や中学生に森林の大切さ、そういうことで村山市あたりで、非常に19年間も植林をさせて、山の管理とか、いろいろな面で指導をなさっているのを新聞報道で私も見ましたけれども、これもやっぱり寒河江市でもせっかく緑の少年団とか、あと、学校林なども各地区にあると思うので、こういうのを自然体験をさせることにおいて技術指導も可能だと思っております。小さいころからある程度こういう作業を自然の中でやっていくためにやっぱり必要かと思っておりますので、この辺ももう少し、学校週5日制になっっているいろいろな余裕が出てきている状況だと思っておりますので、この辺を含めてやっぱり指導をお願いしたいと思っております。この辺の見解をお伺いしたいと思っております。

あと、森林の病虫害の駆除についてお伺いしたいんですけれども、これまでのやり方は、後手後手に作業が回っている状況かと私は思います。やっぱり半世紀もたってまだ駆除対策が完璧でないということは、やっぱりもう少し事前に調査して、やっぱり原因はわかっているんですから、ある程度これは、今のやり方だと春とか秋の2回の駆除だけですけれども、これをある程度期間を短縮して、現地に入って調査して、やっぱり地元の人と協議した上で、事前策をとれば年々拡大していかないような方向にもっていけるんじゃないかと私は思いますけれども、今のやり方ですと、この前の先日の予算委員会の総括質疑にもありましたけれども、被害量が500立方ということですから、今年度駆除対応するのが約300立方ということなんですけれども、500立方あるのに300しかできないということは、結局予算的な問題だと思っております。

ですから、こういうのももう少し予算を、国の予算もありましょうけれども、もう少し市で事前に調査をしてわかっているんですから、市単独でもこれは事業を進めて完璧に駆除していくような方法をとるべきだと私は思っております。この辺は市長は、金がないからできないということもあるでしょうけれども、しかし、事前にこういう対策を早期にとれば、これから先金がかかっていかないわけですから、こういう数字が出てきた以上、これは完璧にやるべきだと私は思いますので、この辺どう考えているのか、市長の見解をお伺いしたいと思います。

あと、この被害の指定範囲があるのかどうか、駆除範囲ですね。今、平野山中心に相当広がっておりますけれども、最近では慈恩寺とか白岩周辺に広がりがつありますけれども、そこは後回しで、まず緊急にやらなくてはならない地域だけやるというのじゃなくて、やっぱり全般的に駆除対策を考えていかないと、やっぱり後手後手に結果的になっていくんじゃないかと私は思いますので、この辺をどう進めていくのか、お聞きしたいと思います。

今、非常に森林に対する評価が高まっている時代ですから、もう少し林業に対する事業が、今予算書の案を見てみますと、林業に対する予算が非常に少ない。そして、各負担金などがいろんな形で出ていますけれども、その負担金ばかりでなくて、直接所有者に還元できるような方法で助成制度をもう少しバックアップしてもらいたいと私は考えますけれども、この辺もひとつお聞きしたいと思います。

以上で第2問を終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 森林、木材に対するとおころの見方というのは非常に高まってはきていますと私は思っております。水資源の問題から、あるいは環境保全の問題から、こういう森林の持つ存在の意義というものに対しての見方は非常に高まりを持っておるんだらうと、こう思いますけれども、実際問題として、これを管理する立場のものが非常に少なくなった。

先ほども申し上げましたけれども、財産としてしか持っていないような方しかおらなくなってきたと。10ヘクタール以上の方が2%ぐらいしかいないんだと。こういう状態になりますと、まずは、山というものに対するとおころの認識というのは非常に薄弱になってきたというのが現状なのかと、このように思います。

そしてまた、森林材としての活用ということになりますと、外材に押されまして、国産材というようなことの利用というものが非常に少なくなってきた。幾ら国産材の利用というものを叫んでおりましても、実際これを使うというようなことが、最近は大分、少しは動いてきましたけれども、そういう情勢にあるのじゃなかろうかなと、こう思っております。

それに加えて今度はやっぱり山に入る方、いわゆる労働者の方、林産従事者という方が非常に高齢化してきておる。こういうことで、管理というものが間伐だとか、あるいは枝切り、枝打ちとかというようなことが全然行われなくなってきたと。荒れ放題になってくるということもあろうかと思っております。

そういう中で、行政の役割というものも、これもいろいろ考えなくてはなりませんし、先ほど申し上げたような計画なども立てておるわけではございますけれども、実際に動く方が、実際に山に入って働く方が少なくなってきたという現状というのは、これは否めないわけでございまして、じゃそれをどうするかというようなことがまず大切なことでございます。

ですから、市といたしましては、そういう後継者の育成というものに力を入れて、あるいはPRに力を入れて、そしてまた関係団体と連携をしながら技術指導というようなことを何とかつないでいこうと努めておるのが現状でございまして、議員がおっしゃるように、本当にいろいろお話がございましたけれども、手は打ってはあるわけでございますけれども、それが現実的に実を結んでいかないというのが現況じゃないかなと、こう思っております。

西山杉にいたしまして、西山材ということで、これは寒河江、西村山全体のことを指しておるわけでございますけれども、こういうものに対しまして、いろいろ市町一体となってやっておるわけでございますけれども進まない、あるいはというのが、現状じゃないかなと、こう思います。

減反に植栽されたというような、これもやっぱりその後の手が続かないというようになってくるんだらうと思っております。技術指導に対してのPRが不足でないかというような御質問もあったわけでございますけれども、これにいたしましてやっぱりやる人がいないというのを言われますと、幾らPRしても実際に出てくる参加する方が非常に少ないということがあろうかと思っております。

また、小・中学校の緑の少年団やら学校林の方を活用してはと、こういうようなことも話がありましたけれども、これらに対しまして、学校やらあるいは緑の少年団、我々もいろいろ会議をしながらやらせてもらっておりますけれども、新しく加入するというような方が非常に少なくなっているというような実態もありますので、何とかこういう時世でございまして、環境の問題、あるいは自然保護の問題というのは大切な問題ですから、子供の時代からそういうものを植えつけるにおきましては、そういう活動なり、あるいは団体に入って動くということが大切な時代でございまして、これからは頑張ってまいらなくてはならないと、このように思っております。

また、松くい虫の駆除に対しましては、いろいろ後手後手に回るんじゃないかなと、こういうような話もございましたけれども、非常に先ほど第1問で答弁申し上げましたように、環境上からいろいろ大変でござ

いまして、そんなことの制限、制約といいますか、そういうのがありまして、打つべき手はなかなか、最大というわけじゃございませんけれども、できる限りのことはやっているつもりではございますけれども、まだまだ十分とは申されない状況には、これは御指摘もあろうかと思います。

以上でございましたが、残余のことで詳細につきましては、また、担当の方から申し上げたいと思います。

○佐竹敬一議長 農林課長。

○佐藤 毅農林課長 松くい虫について、防除について申し上げます。

現在被害が約 500立米ありまして、今年度春防除、伐倒駆除しましたのが約 300立米であります。そして今回の議会に補正予算で計上しておりまして、現在のところ被害木を駆除できるものと考えております。

それから、先ほど予防の伐倒駆除ということでありましたけれども、まだ、健全な松の状態を伐倒するというわけにはちょっといかないような状況なんです。所有者等の理解、さらには、所有者等が早く切って被害を防止するということで、切っ飛ばしということでもあります、これは国なり県からの補助対象にもならないということで、一応今のところ被害木の伐倒駆除が対象になっているということでありまして、その辺の方を御理解いただきたいと思います。

それから、先ほど市長が答弁いたしましたけれども、西山杉でありますけれども、寒河江市も幸生地内が西山杉の区域材として入っております。西山杉は奥羽山系が東山、そして出羽丘陵地帯を西山ということで呼んでおりまして、西川、大江、朝日、寒河江、これが西山、ここで生産されるものが西山材として市場に出すと、こういうふうになっております。

以上であります。

○佐竹敬一議長 松田 孝議員。

○松田 孝議員 今、松くい虫については担当課長からもいろいろ話ありましたが、これの早く対処する、生きている木を切れというわけではなくて、松くい虫が入った場合に、一、二カ月で枯れる状況になっているんだそうです。ですから、これをやっぱり春、秋の駆除ばかりでなくて、やっぱり年何回かこういうのを駆除していけばある程度防げるんじゃないか、私はそう思っているんですけども、この辺がやっぱり予防策だと思います。

ですから、これ、すぐに、どうして春、秋だけの限定した防除体制なのか、私も不信に思っているんですけども、発生原因とかいろいろあるでしょうけれども、もう少しきめ細かな管理というか、監視、巡視員みたいなのがいるんでしょうから、森林パトロールというか、そういうのが年10回か11回だけ巡視しているような予算措置もなっているんで、こういう中で発見して、やっぱりすぐ対処すればそう広がらずに経費が安く上がると私は思います。

ですから、こういうのを具体的に検討していくべきだと私は思います。ですから、これをもう少し、せっかくパトロールして巡回して歩くんですから、一般的な個人の所有地は見ないのかもしれませんが、保安林が主であると私は思いますけれども、でも山というのはやっぱりこうして見ればある程度判断つくんであって、ですから、そういう中で調査をして、早期に実施していただきたいと私は思います。

あと、きのう、日本の農業新聞、ちょっと見たんですけども、今森林に対する公益的機能というか、多面的な評価というか、評価額が75兆円と、農業予算の農業関係の約10倍ぐらいの評価額が出ておりますけれども、ですから、こういうのをもう少し国民がやっぱり判断して、いい方向だと思うんですけども、なかなか森林には目を向けなくて、一般の都市的なものだけに目を配っているような状況ありますので、もう少し山に対する大切さをもう少しPRしていただきたいと思っております。

そして、これからいろいろ後継者対策とか、いろいろ高齢者対策もありますけれども、今の予算は、森林組合あたりに対しての補助がほとんどで、やっぱり所有者に対してなっていないような状況あります。ですから、森林組合を養護するばかりが問題ではないと思うんです。もう少し個人所有者を大切に作るきめ細かな配慮をしていただきたいと思っております。

そういうことを要望して私の質問を終わります。

○佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

○佐竹敬一議長 通告番号11番、12番、13番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、この間の議会における議論を振り返りながら、積み残した課題について市長並びに教育委員長にお尋ねしたいと思います。

質問に先立って、誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

最初に、通告番号11、判例などで主流になってきている個人情報の保護という視点で、現下の情報公開条例の問題点について、市長の考え方を伺いたいと思います。

市長は、個人情報保護条例を制定すべきとするさきの二度にわたる川越議員の質問に対して、当分制定する考えがない旨の答弁を繰り返しました。そして、個人情報の保護については、電子計算組織の運営にかかわる個人情報の保護に関する条例と情報公開条例の中での特定の個人が識別される情報というものを非公開とすることを遵守しながら、個人情報の保護に努めてまいりたいと、個人情報の保護とは何たるものかも議論せずして、そうした答弁に終始したのであります。

また、国において個人情報の保護に関する法整備を検討中で、法律の制定される段階で、地方公共団体にも何らかの通達、指導がなされるものと思います、とも述べられました。

そこには、分権時代にあっても、国に追従する市長の自主性のなさや自信のなさしか感じることができず、佐藤市長の政治理念を疑わずにはおられません。

さて、本題に移ります。

本市の情報公開条例は、市が保有する情報を一般に提供する仕組みになっています。この制度のもとではすべての請求者が平等に扱われ、たとえ本人であっても個人としての情報は他人と同じ程度の情報しか入手することができません。

御承知のように、いまや本人の個人情報の保護について語る場合、知る権利があるばかりでなく、間違っている個人情報については訂正させる権利があるとするものが主流になっています。しかし、本市のように、情報公開条例がそうした権利に対して逆にマイナスに作用することがあります。

例えば自分自身の内申書やカルテを見たいという請求に対して、情報公開条例に基づけば、個人が識別される情報あるいはプライバシー保護という理由で非公開になってしまいます。請求した本人にしてみれば、自分自身の情報であるにもかかわらず、個人が識別される情報ということで、またはプライバシー保護という理由で非公開とすることは合点がいくはずがありません。

こうした不合理な事態を避けるために個人情報保護条例を制定して、自己情報の本人開示請求権を別途に保障していくしかないとしたのが同僚議員の質問の趣旨であったのであります。私たちは、本人開示というのが自己情報コントロール権としてのプライバシーを保護するものであるという認識に立って、個人情報保護条例によって、これを保障していくことが筋であると今でも思っております。だが、条例を制定しないとすれば、情報公開条例の中に同様の本人開示の請求権を保障するやり方しかありません。

さきの答弁を聞くと、議論がかみ合わず、空回りをしている感じがありますので、ここで改めて現在の市長の個人情報の保護という概念はどのようなものかを伺いながら、情報公開条例をそのような趣旨で見直す意思があるのかどうか、あわせてお答えいただきたいと思います。

次に、チェリークア・パークの民活エリアの中核施設を担う中国パールの事業計画と民活エリアの現況について伺いたいと思います。

この問題も再三にわたってお尋ねしていますが、抽象的な答弁で、本当に事業を展開していただけるんだ

ろうかという市民の心配はいまだに払拭されておりません。先ごろ行われた文教経済常任委員会と商工会の役員との懇談の席上でも話題にされましたが、私は同じような心配からと受けとめております。

懇親の席に移ってからは、役員の方は具体的に次のように言っております。中国パールの事業計画が今後の民活エリアの成否のかぎを握り、既に土地を求めた旅館、ホテルはそれを待ちながら見守っているのではないかとしています。私の見方も全く同感でありますし、大方の市民もそのように見ているのではないのでしょうか。

また、別の役員は、契約の際1社だけが契約金を土地代金の一部としたり、20年の延納とした特別の配慮は公平さに欠けるばかりか、そこまでしなければ土地は買ってもらえなかったということで、事業を途中で投げ出すのではないかとという別の心配があると言っております。

さらに続けて、私は政治的には市長の後援もしているが仕事の関係もあってなかなか本音は言えないとしながら、市民の心配や不信を取り除くために、市長に進言するのは議員であるあなた方の責任ではないか。そうした役割を果たすのが議会ではないのかと、叱咤激励を受けてきたところであります。

市長にもそうした声は届いているだろうと思いますが、とするならば、私は一刻も早く中核施設の事業計画を市民の前に明らかにすべきであると思います。

以上、申し上げて、事業計画の内容と民活エリアの現況についてお伺いいたします。

続いて、通告番号12。

第三セクターである月山観光開発株式会社が市長にさきに行った政治献金は商法に抵触しないのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

この件については前にもお伺いしましたが、お答えになっていませんので改めて見解を示していただきたいと思います。

初めに、法に触れると思われる点について、論点を整理しながら申し上げたいと思います。

取締役と会社の関係は、民法の委任に関する規定が商法の254条3項によって適用されています。

取締役は受任者として委任の本旨に従い、その職務を善良な管理者の注意義務のもとに遂行していかなければなりません。このことは民法の644条に定められております。

また、商法は、この取締役の善良な管理者としての注意義務をさらに具体的に注意的に254条の3によって忠実義務を課しており、そこには、取締役は法令及び定款の定め並びに総会の決議を守り会社のために忠実にその職務を遂行する義務を負うと規定しています。

第2に、会社の権利能力と取締役の責任について、八幡製鉄政治献金事件について触れ、考察したいと思います。

この事件は、会社の政治献金は、会社の定款所定の事業目的を逸脱し、取締役の忠実義務に違反するのではないかと争われた裁判であります。この事件について最高裁は、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められる限り、会社の権利能力の範囲に属する行為であると判示しました。

つまり、会社の社会的経済的地位、献金の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内で相応な金額であれば、取締役として忠実義務に違反しないとしたものであります。このことは、合法でないものや会社にとって不相応な額の寄附、または相手方によっては取締役としての責任があるということを示唆しております。

第3は、政治資金規正法は、自治体で出資している会社についてはその自治体の長や議員に対して政治献金をすることを禁じております。

したがって、三段論法ではありませんが、会社の違法な政治献金は、取締役としての忠実義務違反になるもので商法に触れるものと私は思います。市長の明快な答弁を求めるものであります。

次に、さきごろ市長の後援団体の長が喪主を務める葬儀に当たって、市長の個人名で献花がなされたと聞いております。公職選挙法に抵触するのではないかと市民の指摘がありますので、よもやとは思いますが、念のため真相を伺いたいと思います。

続いて、通告番号13。

学校給食について、再度お尋ねいたします。

初めに、遺伝子組み換え食品について伺いたいと思いますが、質問の前に、質問要旨の中で来年「1月」から表示義務化がなされるとしておりますが「4月」からの誤りでありますので、訂正の上、御答弁いただきますようお願い申し上げます。

私は、この問題も前に取り上げ、学校給食で食材として使う危険性について指摘をしてきましたが、当時教育委員会は、遺伝子組み換え食品について市場に出回っているものは農水省、厚生省の指針で安全であると思っているという御認識でありました。

その遺伝子組み換え作物、食品は信じられないほどの急成長をしながらも、今思いも寄らなかった大崩壊に直面しております。昨年、アメリカから輸入された大豆の半分以上は遺伝子操作したものであります。ところがことしの作付は2割以上減ると予測されております。

遺伝子組み換えは当初から安全性に対するさまざまな不安が指摘されておりました。ただし、それは予測で本当に危険性があらわれるかどうかわからなかったのであります。

時が過ぎて、昨年5月に環境に悪影響を与えるという実験結果が発表されると、EU欧州連合が遺伝子組み換え作物の認可を3年間凍結して以来、国際状況は一変したのであります。それ以降、遺伝子組み換え作物は雪崩を打って崩れております。

そうしたことを背景にして、ようやく日本でも2000年4月から表示義務化が決まりました。消費者の立場から見るとまだ不十分な内容ですが、影響が及ぶと考えた食品業界は、義務化されるのを先取りして、遺伝子組み換え原料は使用しておりませんなどと表示した食品を続々と登場させております。ちょっと気をつければ、遺伝子組み換え食品の9割は避けられると専門家は言い切っております。

教育委員会は、新たに表示義務化を受けて、遺伝子組み換え食品を学校給食の食材として使用することについて考え方はどうなのか、改めて伺いたいと思います。

次に、学校給食の食器についてお尋ねします。

このことについては、幾度となく指摘をし、強化磁器などの食器にかえるべきことを提言してきましたので、多くを語る必要はないと思います。

この間、環境ホルモンと言われるビスフェノールAの持つ危険性と子供たちの健康への悪影響を考えられて、ポリカーボネート製のはしを竹ばしに取り換えられるなど機敏な対応をされたことについては率直に敬意を表し、感謝を申し上げているところであります。

そこで伺いたいと思いますが、今、学校現場で使用されているメラミン樹脂の食器は、発がん性があると専門家の間では指摘をされております。このように安全性が疑問視されているメラミン樹脂の食器に対する考え方はいまだに変わりがないのかどうか、伺いたいと思います。

なお、蛇足ではありますが、メラミン樹脂の原料はメラミンとホルムアルデヒドで、ホルムアルデヒドは毒性の強い物質であるということを重ねて申し上げておきたいと思います。

最後に、学校のプールに屋根やテントをつけてはという提言をして教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

多分、私の質問要旨を見て、プールに屋根をなんて何てばかなことを、唐突にこいつは何を言い出すんだろう、そう思われた方がおられると思います。むしろそれが一般的な日本人の認識かもしれません。

日本では、赤ちゃんを日光浴させたり裸ん坊で遊ばせたり、お年寄りには骨粗鬆症を予防するためとして

ひなたぼっこを勧めていますが、先進国ではそのようなことを奨励している国はもうないと言われます。オゾン層破壊によって有害紫外線が強くなり、皮膚がんや白内障が増加し、できるだけ直射日光を浴びないように呼びかけているからです。

現在、オゾン層破壊は、フロンを大量に使用した北半球中緯度地域の先進国の上空が著しく、96年の国立環境研究所の発表によりますと、日本上空で最大30%のオゾン量が減少しているとしています。また、大気中に放出されたフロンがオゾン層に達するのに15年以上かかると言われます。つまり、現在のオゾン層を破壊しているのは15年前に放出されたフロンで、人類が製造したフロンの約10%程度とされており、80%は既に放出され、残り10%はまだ製品の中にあると言われており、このことから本格的な被害はこれからで、今後重大な問題になることがわかりいただけるものと思います。

国連や日本の環境庁によれば、オゾン層濃度が1%減少すれば、有害な紫外線Bが2%増加し、生物のDNAは3ないし6%損傷を受けると言われます。それを裏づけるかのように、94年の日本皮膚悪性腫瘍学会誌は、日本では悪性黒色腫は18年間に7倍にふえており、その原因は紫外線Bが原因と考えられるとしています。同時に、95年の宮崎医科大学の調査でもそのことが明らかになったと報じられておりました。

これらの対策として、オーストラリアや欧米などの諸国では、子供たちを皮膚がんや白内障から守るために、学校の運動場が直射日光を90%遮断するテント屋根で覆っています。そのほか長袖の服を着たり、UVローションを塗ったり、サングラスを使用し、首や耳に皮膚がんが多いことから、後ろに布のぶら下がった帽子が推奨されて制帽として採用されるなどしていると聞いております。

日本でも、日本テレビのほか、地方のメディアで紫外線予報を流しております。子供たちを紫外線の危険から守るために、大阪や石川県などの一部の幼稚園、保育所ではUVカットの帽子が採用されたり、また、山梨県の小学校などではプールにテントが取り付けられるようになったと聞いております。私は、本市でも対応を急ぐべきではないかと思っております。

教育委員会の見解を求めて、第1問を終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、個人情報の保護という面での御質問にお答え申し上げます。

個人情報というものの概念の話も出ましたが、国の行政機関の保有する情報の公開に関するというような法律があるわけですが、この法律では、個人に関する情報としましては、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとされております。

また、これも国の法律ですが、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律では、氏名、生年月日、その他の記述、または個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるものとされております。

本市の公開条例での個人情報というのは、6条に規定されておるわけですが、特定の個人が識別され、または識別され得る情報としておるところでございます。また、本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例での個人情報というものは、電子計算組織に記録された個人に関する情報で個人を特定できるものをいうとしております。

このように、国の法律及び市の条例とも個人の情報とは、当該個人の識別が可能な情報をいうものとされているものと思っております。

保護の面から申し上げます、取り扱いがその対応次第におきましては、重要な国民の権利なりあるいは利益を侵しかねないとの観点から、適正な管理がなされなければならないと、このように思っております。

また、個人情報の開示、非開示でございますが、国の情報の公開に関する法律及び市の情報公開条例とも個人の情報については同じく非開示となっております。国の電算に係る個人の情報の保護に関する法律では、学校における成績の評価とか、あるいは入学の選抜における事項とか、病院の診察に関する記録などを除いては開示されることとなっております。

本市の電算に係る個人情報の保護に関する条例では、自己に関する個人情報については開示されることとなっております。したがって、個人情報の開示、非開示については、国の法律と市の条例の規定はほぼ同じ規定になっているところでございます。

また、国が今検討しておりますところの個人情報保護基本法の制定であります。昨年12月とことしの3月の定例会の一般質問でも質問がありましたが、その後の動きといたしましては、本年6月に個人情報保護基本法制に関するところの大綱案が示されたところでございます。御案内かと思います。

この基本法の目的というものは、大綱には、高度情報通信社会の進展のもと個人情報の流通、蓄積及び利用の著しい増大にかんがみ、個人情報の取り扱いに関し基本となる事項を定めることによりまして、その適正な利用に配慮しつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とするものとされております。

また、基本原則としましては、今申し上げました大綱にあるように、重要な国民の権利・利益を侵しかねないとの認識に立ちまして、個人情報というものは利益目的が明確にされ、明確にされた利用目的に関連して必要な範囲で取り扱われること。それから、正確な内容に保たれること。そして法令に違反しないように、かつ適正な方法で取得されること。適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。そして、個人情報というものは、その取り扱いに関し、個人が自己の情報の取り扱い状況も把握し得る可能性及び必要な関与をし得る可能性が確保されること。こういうことを大綱は言っておるわけですが。

また、この大綱の中では地方公共団体というものは、基本法制の趣旨に沿って、その保有する個人情報に関し、個人情報の処理等に関する必要な条例及び施策の整備、充実等のための措置を講ずるよう努めるものとするところとなっております。

地方公共団体の条例というものは、基本法の趣旨に沿ってということでありますので、現在国の個人情報保護基本法の大綱案と本市の情報公開条例及び本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例とのかかわり等について勉強、検討をしている段階でございます。

個人情報に関し、本人からの開示の求めに対し、情報公開条例の見直しをすべきというようなこともございましたが、今申し上げましたように、現有するところの国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、個人情報は非開示、また本市の情報公開条例においても個人情報が非公開としておりますが、今回、国が示した大綱案では、透明性の確保として個人情報はその取り扱いに関し、個人が自己の情報の取り扱い状況というものを把握し得る可能性及び必要な関与をし得る可能性を確保されることとしているが、実際、法案の中でそれがどのように規定されるかは、法律の案が具体的に示されないといけないことではないかと思えます。

そのため個人情報の開示について、現在ある情報公開条例を改正するのか、新たに制定する個人情報保護条例で規定するのかについての国の指導助言もあるかとも思いますので、現段階ではその整合性から情報公開条例の改正、見直しは考えておらないところでございます。

今後、個人情報保護条例の制定との絡みで、情報公開条例を改正しなければならないようなことがあれば、改正、見直しもしていかなければならないものと思っております。

いずれにしましても近いうちに国において個人情報保護基本法が制定されると思われるので、当分の間は現行条例でいきたいと考えておるところでございます。

次に、クア・パークの件についてのお尋ねがございました。

チェリークア・パーク民活エリアの中国パールの事業計画と現況についてということでございますが、このことにつきましては、これまで何度となく申し上げてきたとおりで、健康増進施設であります露天ぶろとか、あるいは各種ふろのほか、レストランといった内容を軸として経営戦略等を踏まえ検討されているようでございます。

ことしの6月の議会で申し上げたとおり、具体的な内容が示された段階で議会にも何らかの形で御報告申し上げていきたいと思っているところでございます。

次に、第三セクター月山観光開発からの献金のことについてのお尋ねにお答えいたします。

御案内のように、月山観光開発株式会社は、本店を西川町に置きまして、月山スキー場のリフト経営などを行っている企業で、昭和35年に設立されており、寒河江市も出資を行っている企業であることは、御案内のとおりでございます。

寒河江、西村山地域の観光振興を図る上で月山周辺の役割は大きなものがあり、月山スキー場のリフトなどの経営を手がける存在であるという認識に立ち、非常勤でありますが取締役として商法に定められた善管義務や忠実義務などに留意しながら、同社の経営に参画してきたところでございます。

その取締役としましては、株主総会及び総会終了後に行われる取締役会に出席いたしまして、会社の業務執行を決議し、取締役の職務の執行を監督するという立場にあるわけございまして、また、取締役会というものは合議体でございますから、業務執行に当たるということはできず、会社の業務執行を行い、対外的に会社を代表する機関としての代表取締役が選任されるわけでございます。

そういうところから、業務執行には数人の代表取締役のうち、社長とか、あるいは専務とか常務などを定めることによりまして、会社の業務執行を図っているのが一般的なわけでございます。

政治献金が取締役会に諮られなかったということで、会社の方にその経過をお聞きしましたところ、同社の対外的な無償の援助、寄附などの支出については、内部規程によりまして100万円まで常勤の専務取締役の権限で執行しているとのことでございます。

御質問の政治献金については、専務取締役の権限内の額であり、六誠会という資金管理団体への支出であ

ることから、特に取締役会に諮ることもなく、イベントへ対する寄附などと同じように、通常の業務執行で処理をしたとのことであります。

この政治献金が、取締役会に諮られなかった案件とはいえ、法令の理解が不十分なため、結果的に政治献金規正法に抵触する行為となったことは遺憾なことであり、私を初め、役職員一同、今回の事態を十分に反省し、今後業務が法令を遵守して執行されるよう努力していかなければならないと考えているところでございます。

次に、献花のことについての御質問がございました。

御質問の件で、亡くなられたのは先々月7月4日でございます。亡くなられた当日、弔問にも行ったわけでございます。夕方になって私の妻が自宅から電話で花屋に生花のかご、通称まくら花と言われる背の低いかご花をまくら元に届けてもらうよう依頼しました。その日は遅い時間でありましたので、翌日7月5日にその生花は届いたようでございます。

そのころは暑い日が続いたので、葬儀の日、御案内かと思えますけれども7月12日でございますが、式までには1週間以上も経過しておりましたので、届けた生花はしおれていたということでございます。喪主の方では、花屋に申しつけてとりかえ、それを葬儀の手伝い人が葬儀場まで運んで飾ったということでございます。

なお、私には、会場に持っていかれたことは当然知る由もなかったことでございます。葬儀場に会葬してみても、祭壇に飾られているのを見て驚いた次第であります。

私はあくまで故人へのまくら元に届けたものであり、仏前にという頭しかなかったものであります。花を差しかえてまで葬儀場に持っていかれるということは全然思ってもいなかったことであり、私の意図したことではないのでございます。まくら元に届けたということは、これまで長い間、親しく親類づき合いさせていただいている仲であり、仏様のまくら元に花を供えることは社会通念上、社会的儀礼上、自然のことと思いい、花屋に申し込んで届けてもらったものでございます。

それで、両家のつき合いというようなことを申し上げれば、一つには、私の妻と仏様の娘とは高等学校以来の無二の親友でございまして、何回となく自宅に訪問してお世話になっております。また、旅行なども一緒に行った仲間でございます。二つには、喪主の長男、仏様から見れば孫でございますけれども、の結婚の媒酌人を私たち夫妻が依頼されて務めておるところでございます。三つ目には、私たちの息子、それから仏様の孫の結婚式には、お互い夫婦で招かれております。

そしてまた、私の母が亡くなったときには、喪主の方の方も、あるいは娘の主人の方も会葬にいらしてくださっております。そして、このたびの葬儀に当たりましては、喪主から強く弔辞奉呈の依頼がありましたので、私は奉呈しておるところでございます。

今申したような事実でございますが、重ねて申し上げれば、親類同様に一家ぐるみで交際させていただいている間柄にありますので、その仏様のまくら元に生花を供えることが規制されているということは当時はつゆ知らず、認識不足でございました。

現在になって調べてみますと、親族以外は規制されていることが初めてわかりましたが、親類同様のつき合いをさせていただいている中では、そこまで規制されているとは全く思いもよらなかったことでございまして、不勉強と言われればそのそしりは免れないと、このように思います。

今後、勉強に努め、かかることのないよう努めてまいりたいと思います。深く自戒反省をしているところでございます。お騒がせいたしましたことを申しわけなく思っております。

葬儀場に飾られたことは、葬儀者側において生花を差しかえてまで葬儀場に運び飾られたものであり、私の全然知らないところであり、私の意図するところではないことを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 57 分

再 開 午後 1 時 00 分

○佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

○大泉愼一教育委員長 教育行政のあり方について、まず、学校給食についてお答えいたします。

御承知のとおり、学校給食は、成長期にある子供たちに栄養のバランスを配慮した豊かな食事を供給し、正しい食生活の基礎を養うとともに望ましい食習慣を形成することを目的としているものです。また、給食の準備や後片づけの共同作業、みんなで会食することによる楽しい食事の体験等を通じて、協調性、社交性など好ましい人間関係をはぐくむなど、子供たちの心身の健全な発達をはぐくむために行っているものであります。

学校給食の実施に当たっては、学校給食法に規定されている目標だけでなく、安全でおいしい給食が提供できるよう指導と支援を行ってきております。

中でも、地元業者への食材の発注、米飯給食での地元産米の使用を初め、郷土食給食、オードブル給食などの取り組み、さらには〇・一・五・七対策を初めとした衛生管理の徹底など学校給食の安全の徹底と充実に努めているところです。さらに、地域の特産物であるネギやナガイモ、ツルムラサキなどの農産物を使った献立や季節感豊かな郷土食献立を実施するなど、安全で良質な食品、食材の確保に十分留意しているところであり、今後とも食品の安全性や衛生面に十分配慮して、安全でおいしく楽しい学校給食を目指して実施してまいりたいと考えております。

お尋ねの学校給食の食材ともなる組み換え、DNA技術応用食品及び食品添加物、いわゆる遺伝子組み換え食品についてであります。これまでは、厚生省による安全性評価基準に基づいて、個別の安全性審査が行われてきたものであります。

このたび、今後さらに新しい食品の開発が進むことも予想されることから、公衆衛生の見地から安全性審査がなされていない商品が流通しないようにするとともに、消費者が食品の内容を理解し選択するための情報伝達の一つとして、遺伝子組み換え食品とそうでない食品を消費者が選択することができるよう国がその表示を義務づけたものであります。これにより平成13年4月からは、安全性審査を受けていない遺伝子組み換え食品は、輸入、販売等が法的に禁止されることになっております。

お尋ねの学校給食の食材として、それら遺伝子組み換え食品を使用することに対する考え方でございますが、本市教育委員会としては、食品の調達に当たっては、子供たちに安全でおいしい学校給食を提供するため、常に安全な食品の調達に心がけているところでありますが、遺伝子組み換え食品については、これまでもお答えしているとおり、市場に出回っている食品については農水省と厚生省の指針により安全が確認されているものととらえているところです。

なお、遺伝子組み換え食品は、原材料の段階での使用などを含めると、現場段階では把握困難なこともありますことから、逐一チェックすることは難しい現状にあります。

一方、このような中でも本市教育委員会としては、今日の食品に対する消費者の関心の高まりにもかんがみ、できるだけ遺伝子操作が行われていない食材を調達するなど、現実的に可能な範囲においては在来の生産技術によって生産された食品を使用するよう心がけてきたところであり、遺伝子組み換え食品の表示が義務づけられた後においても、食品の食材の選択に当たっては引き続きその考えで行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、メラミン樹脂食器に対する見解についてであります。昨年の6月定例会において申し上げましたように、この食器は、食品衛生法による規格基準を満たしていることなどから安全性が確保されている材質と考え、現在も使用しているところであります。

なお、その後、食器の使用事例の調査等を実施し、食器等に関する研究を行っているところですが、今後とも時間をかけて研究を続けてまいりたいと考えております。

次に、学校プールの紫外線対策についてお答えいたします。

学校プールにおける紫外線対策についてであります。地球の上空、高度2万メートル以上の上部成層圏に存在するオゾン層が、スプレーの使用や冷蔵庫、クーラー等の冷媒等に使用されてきたフロンガス等によって、近年破壊が進み薄くなっていることが社会問題化しております。

オゾン層は、太陽の光に含まれている有害な紫外線のほとんどを吸収し、私たち人間や植物等の生物に影響が及ぶのを防いでおり、オゾン層を破壊されると有害な紫外線が増加し、人体にとっては皮膚がんや白内障等の病気の発生がふえると言われていることは御案内のとおりと思います。

学校における体育の授業は、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てることを目標としております。

学校プールを活用した授業は、子供たちがいろいろな泳ぎを身につけたり、心地よく泳いだり、泳ぐ距離を延ばしたりして、体力をつけながら楽しさや喜びを味わうことができるように、市内全校で行っております。

プールの使用状況は、小学校においては6月中旬のプール開きからおおむね8月までの夏休みを除く期間で、着がえを含めて1時間単位で週3回の体育の授業を組んでいるところです。また、夏休み期間についてのプールの利用は、希望者だけになりますが、約12ないし13日程度で、1日当たり最大で3時間の開放を行っているところです。子供たちにとって、プール開放は夏休みの楽しみな日課になっているものと思います。また、中学校については、10時間程度の授業が計画されております。

紫外線防止対策のためにプールに屋根を設置してはいいかということですが、プールの機能を確保するためには、プールの中に支柱のない構造物を考えなければならないことから、改造には大きな事業費が伴うものと思っています。

現在の文部省施設整備指針において、利用期間の延長を図るため、特に寒冷地において保温効果を上げる観点から有効とはしていますが、有害紫外線を意識したプールの構造指針にはまだ着手されておりません。本市においては、水泳以外の体育授業も重要視しており、プールの使用延長の必要性は考えていないところです。

現在、国際的にも国内においてもオゾン層破壊物質の生産量及び消費量の削減が義務づけられ、他の物質への転換や技術開発が進められております。また、有害とされるフロン回収処理等も積極的に取り組まれているところです。

気象庁では昭和32年からオゾン層の観測を開始し、現在は国内5カ所でオゾンの観測を行っているほか、国内4カ所で有害紫外線の観測を行っていますが、有害紫外線量の観測値は平成3年の観測開始以来著しく大きな変化は見られず、将来にわたる変化の傾向を把握するには、もっと多くのデータの蓄積が必要であると言われております。

今後の調査によって、何らかの対策を講じる時期が来るかもしれませんが、現時点では考えていないところです。

現在、プールサイドには安全管理、応急処置等対応として、移動式の簡易テントを設置しているところですが、児童生徒を過度の日焼けから守るなど休憩スペースとしてテントをふやすことについては検討してまいりたいと思います。

以上です。

○内藤 明議員 議長、いいですか。2問に入る前に、ちょっと商法の関係で具体的に質問しているんですが、市長の答えがなっていませんので、商法に違反しているかどうかについて市長、答えられておりませんので、2問に入る前に答弁が漏れているというふうに私思っておりますので、ひとつ議長の方で答弁させていただくようお願いしたいと思います。

○佐竹敬一議長 ただいま内藤議員の方から第三セクターである月山観光の件について、これに対する答弁漏れということですか。

市長、答弁漏れというような質問者の声なんですけれども。（「先ほど答弁しておりますので答弁漏れということにはならないと思います」の声あり）答弁はしているというようなことでございますので、じゃひとつ2問に入ってください。内藤 明議員。

○内藤 明議員 実はですね、2問に入りますけれども、こういうふうなことがあると困るなというふうに思ったものですから、実は、この商法に関する質問は、川越さんも含めるときょうで3回目なんです。具体的に川越さんには検討してみなくちゃいかんというふうなお答えがあったかというふうに思いますけれども、私は質問要旨を具体的にきょう読み上げたものとほぼ同じものを当局に出しているわけです。こんなことのないようにと思っているんですが、先ほどの答弁を聞きますと、全くそのことに関しては、商法に関してはどうなんだということに対しては触れられていない。このことを私は最初に市長に申し上げておかなかちゃならないというふうに思うんですよ。

そうでないとまた2問目にすぐ入りますと、私の一方的な弁論大会みたいになっちゃって、何回も何回も繰り返さなくちゃならない事情が出てきますので、ぜひそのことを踏まえていただきたいなというふうに思っております。

それでは、最初から第2問にしますけれども、最初に、個人情報の保護について市長から御答弁ありました。これまでの繰り返しだなというふうに思ったんですが、国の法と照らし合わせて大体同じだと、こういうふうなことであったわけですが、つまり本市のような個人情報を識別するものについては開示しないというふうな、これまで自治体では、これまでといいますか、ずっとそれが主流となってきたんですが、この間、自己の情報について本人開示をすべきだというふうな判例が各地で出されております。

一つは、御承知だというふうに思いますが、兵庫県が被告の裁判で、いわゆる国民健康保険のレセプト、いわゆる診療報酬明細書ですが、その開示を求めた判決がありました。それからもう一つは、具体的に申し上げますと、東京都の品川区が被告になった裁判で、体罰をめぐる報告書の本人開示が求められた裁判だったわけでありまして、審理した大阪高裁、東京高裁、いずれも本人の請求であることからプライバシー保護は非開示理由に当たらないとして、その処分を取り消しを命じてきております。

そういう意味では、市長の今答弁されたことについて申し上げますと、こういうふうな司法の判断が既に出されているということからすれば、また加えて申し上げますと、各地で個人情報の保護条例というようなことが制定されている現実からしますと、私は寒河江市においても、先ほど申し上げましたように、条例を制定しないというふうなものであれば、せめてここで情報公開条例を直して、本人開示は請求できるような条例にすべきだというふうに思っております。

こうして両高裁の判例をどのように市長は受けとめられますか、ぜひ改めて御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、月山観光開発株式会社の関係ですが、私は先ほど申し上げましたように、取締役というふうなものは、善管注意義務、忠実義務があるんだということで、責任があるというふうに申し上げました。それについては、全く触れられませんでした。

98年9月の質問に対して、市長はこういうふうにお答えになっております。市長として充て職になります

が、一取締役として名を連ねている。聞き方によっては、充て職だから責任がないというふうにも私は聞こえるわけでありますけれども、法律は充て職といえども取締役選任の手続をとっている以上は、法律の上では、立派な取締役であって、そういう意味では、私は忠実義務違反になるというふうに思いますし、それは法的には許されないんだというふうに思っているんです。そのことに関して、はっきりした御答弁をいただきたいというふうに思っています。

それから、もう一つ、前の答弁を見ますと、取締役として株主総会及び総会終了後に行われる取締役会に出席し、議事に参加することでこれまで取締役として会議出席は決算期である3月の株主総会並びに次期の企業活動に関しての基本的事項を審議する取締役会に対してだけ出席しているというふうなお話ありました。

これは本当かどうかわかりませんが、そうすると市長には、その第三セクターであります月山観光開発の代表取締役からは、取締役会の招集は年に1回しかないということなんですか。具体的にお答えをいただきたいと思います。

それから、もう一つ、公職選挙法の関係でお尋ねをしました。

市長の奥さんがなさったことで、結果的に大変申しわけなかったというようなことでありますが、責め立てるわけでありませんが、市長は親戚同様のおつき合いをしているというふうなお話ありましたけれども、確認だけしておきたいというふうに思いますが、いわゆる民法でいう親族には当たらないわけですね。この点だけ確認をしておきたいと思います。

それから、教育委員会の遺伝子組み換え食品についての御答弁をいただきました。

いまだに農水省あるいは厚生省の基準で、それをクリアしているんで安全だと、市場に出回っているものは安全だというふうなとらえ方をしておりました。私は、そうした見方がいいのかなというふうに甚だ疑問でございます。

そういうふうな見地からすれば何も表示義務なんて私はする必要がないんじゃないかなというふうに思いますし、そうした声が非常に大きくなって、疑問視する向きが大きくなって、そういうふうな表示がなされたというふうに思っております。

また、答弁の中で、現場段階で遺伝子組み換え食品であるかどうか選別するに難しいというふうなお話もありました。

これは、そんなに難しいことではないんですね。3問目もありますので、ちょっと詳しく言うのは時間的に大変だと思っているものですから、時間があれば後ほど申し上げたいというふうに思いますけれども、そんなに難しいことではないというふうに言われていますので、その点だけ申し上げておきたいというふうに思います。

それから、メラミン樹脂の関係でも御答弁いただきました。

これは前とほとんど同じで、ただ、つけ加えられたことは、食器としてどういうふうなのがいいものか研究をしているというふうなことでありましたけれども、研究を重ねてはいただきたいというふうに思いますが、ただ、御答弁あったように基本的には安全基準を満たしていると、こういうふうな考え方であったわけですが、振り返って見ていただきたいというふうに思っているんですが、いわゆるポリカーボネート製のほしを交換する際も、それは教育委員会の見解としては、当初はですよ、厚生省の安全基準を満たしていると、こういうふうな御見解であったわけですね。しかし、いろんな見地からお調べになって対応されたというふうに思いますけれども、やっぱり私はそうした英断が必要だというふうに思うんですね。これは、事子供の健康に関する問題でありますから、お聞きしましたところ、幾らでしたか、全体で1人当たり4,000円、市内の小学校全体で1,360万円、当時はですね、かかるというふうなお話ありました。

緑と花も大切ですが、やっぱり将来の寒河江市や日本を担う子供たちの健康ですから、やっぱりそういう

意味では大胆に発想を転換して、ぜひ「疑わしきものは使わず」こういうふうな立場で教育委員会には対処していただきたいというふうに思っています。そうした考え方について、私はそういうふうに思うわけですが、改めて御見解をいただきたいというふうに思います。

それから、プールにテントを張るというふうなお話でありました。それも一つの方法であろうというふうに思います。また、大規模な事業になるのでお金がかかるというふうなお話もありました。少しゆとりを持って考えていただきたいというふうに思いますが、園芸店にあります、寒冷紗みたいなものでも相当の直射日光は防げると、こういうふうに言われています。したがって、そういう意味では大したお金もかからないで、私はできるなというふうに思っております。

それは御認識の違いであればしょうがないんですが、そうした認識を持つならば、大したお金はかからないと、こういうことになるわけでありまして、お金がないからできないんでなくて、認識があればできるということを改めて申し上げておきたいと思います。

以上で2問を終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 まずは、個人情報の条例のことですが、先ほども答弁申し上げましたように、情報公開条例は、個人のことであればこれは開示しないと。電子計算関係の条例におきましては、これは開示すると、こういうふうなことでございまして、そして、今度新しく出ますところの国の基本法と。基本法にどの程度まで盛られるかわかりませんが、開示についてとか、あるいは利用についてというようなことが盛られるかもしれない、盛られるようなことを大綱に示しておるわけでございます。

そういうことになりますと、それらというものの国の法律との整合性というようなものも当然新しくつくるところの個人情報条例というものも考えておかななくてはならないんだらうと、こう思っておるわけでございまして、それにおきましては、先ほども答弁しましたように、個人情報条例というものを制定しないというようなことは私は申し上げてはならないわけでございまして、そういう国の法律が出た暁に考えましよう、こう言っているわけでございます。

それから、現在の情報公開条例につきましても、今すぐそれを改正、見直しするというふうなことになりますと、次に制定しようとしておりますところの個人情報条例との絡みがまた出てくるんじゃないかなと、こう思っておるわけでございまして、ですから、今勉強中でありまして、その辺のところを検討しておいて、手戻りといいますか、整合性を欠くことのないようにしていきたいもんだなと、こう思っておるわけでございます。

ですから、今直ちに情報公開条例というものを改正というようなことにいかないで、個人情報条例というものを制定した暁に、やっぱり現在の情報公開条例も改正しなくてはならないというのでしたならば、それは改正にはやぶさかではないと、こういうことを申し上げておるところでございまして、御理解いただけるんじゃないかなと、こう思っております。

それから、月山の問題でございしますが、物の本なりを見ますと、商法には 254 の 3 ですか、におきましては、取締役は決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行する義務を負うと。いわゆるこれが忠実義務だろうと思えますけれども、それに沿って取締役の一員として当たっていると、こういうことでございますが、実際にこれを仕事でやるということになりますと、260 条にもありますように、取締役会というのは、代表取締役、その他の担当取締役が行うところの実行行為というものを監督する機関だと、こういうふうなことを述べられておるわけでございます。

したがって、本件におきましては、担当の専務ですか、そのような中に業務執行の中に任せられておると、こういうことでございますから、献金のことにつきましても取締役会に諮られなかったと、こういうことで、それで、知らなかったというのか、存じなかったと、こういうことになるかと思っておりますし、特別に取締役会に付議されたものではなかったと、こういうことでございます。ですから、先ほど 1 問でさようなことを申し上げたところでございます。

それから、いわゆる供花、花のことですが、これは先ほどに申し上げたとおりでございまして、それから、親族は云々といいますけれども、調べてみましたところは、親族といいますと、民法上の親族と同じなんだと。6 親等内の血族とか、あるいは配偶者及び 3 親等内の姻族をいうものであるというようになっております。

以上でございます。

○佐竹敬一議長 教育長。

○保科弘治教育長 メラミン樹脂の食器の使用について御質問あったわけですが、現在研究中であるというようなことなわけですが、結論は。今さまざまな新たな、例えばフッ素系のウレタンコーティングの耐熱仕上げ食器とかというふうな新たなもの、それから日本古来の木に漆を使った食器とか、さまざまな新製品が開発されて、こちらの方にも紹介が来ているわけでございます。

メラミンの食器の安全性については、しかるべき機関での安全性の検査で安全性をクリアしているというようなことで、現在も使用しているわけですがけれども、そういった新たに出てきているものをも含めて何が一番適当なのかということを経験中ということでございます。

研究する視点についてはさまざまあるかと思いますが、第一には子供の健康に関することですので、その安全性が第一番というふうに考えております。

それから、2番目には食事の際の子供たちの使い心地というんでしょうか、デザイン等も含めて、そんなことが挙げられるというふうに考えています。

3番目には軽くて壊れにくい、つまり取り扱い上の、取り扱いやすさというんでしょうか、そういったこと。

それから、4番目には日本の食文化にふさわしい食器であるとかという観点。

そうしてまた、さらには5番目に、価格とか値段のことというふうな、さまざまな観点から今研究中なわけでありまして。

メラミンからポリカボネートに取りかえた市のところもありますが、その新たに取りかえたものが環境ホルモンで安全性が疑われるというようなことで、苦慮しているというふうな自治体も今ございます。

また、以前に強化磁器食器についてお話あったわけですが、これも非常に壊れやすいというようなことで問題になっているというふうな自治体の実情なんかもデータとして入ってきておるところでございます。

いろいろな観点から今研究中であるというようなことで御理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○内藤 明議員 議長、すみません、また答弁漏れありますので、今度は間違いなく答弁漏れです。

月山観光開発の会社で取締役会を1回しか招集していないんですかというのに対し、答えがありませんでした。それから、もう一つは、いわゆる親戚と同じようなつき合いをしているというような話ありましてので、それは、民法でいう親族に当たらないんですねというような確認をしているんですが、それに対しても答えておりませんので、答弁をお願いします。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 私出席したのは、この月山観光では1回でございました。

それから、私とそれから葬式を出したところでは民法の親族には当たらないと、こう思っております。

○内藤 明議員 また違いますね。月山観光開発の取締役会の関係について、後半の部分はいいんですが、取締役会の招集は何回なされていますかというのに対して、市長は出席したのは1回と。招集は何回ですかと聞いているんです。

○佐竹敬一議長 商工観光課長。

○那須義行商工観光課長 お答え申し上げます。

ここ数年来は、市長と助役が取締役となっていますが、取締役会を開催するということで御案内をいただいているのは、今市長が申し上げたとおり、年1回だけいただいているところです。

○佐竹敬一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 それでは3問に入ります。

月山観光開発の関係からまいります。市長はですね、取締役会に諮らなかったからというふうなことを申されました。それでは、私は改めて聞きたいというふうに思いますが、いわゆる先ほど申し上げました善管注意義務、忠実義務というふうな視点からすると、諮らなかったから責任がないのかということのを改めて市長にお伺いをしたいというふうに思います。

それから、今、取締役会の出席についてのお話がありました。また、招集についてもお答えをいただきました。

私は何で聞いたかということ、商法の260条の3で、取締役会は代表取締役の取締役に対する業務執行の状況報告との関連で、少なくとも3カ月に1回は開催されなければならないというふうになっているんですね。これは商法にきちとうたってありますので、ごらんになっていただきたいというふうに思います。

とすれば、それに気づいているかどうかわかりませんが、完全にこれは商法違反ですね。それと同時に、私は取締役としての市長の立場も問われるのではないかとというふうに思うんですね。

先ほど言ったように、市長という充て職だから一取締役として出席しているんだというふうなことだけでは、私は社会的な責任は果たされないというふうに思うんです。これは法律上、立派な取締役であって、そういうことからすれば、今まで申し上げたような商法に抵触すると、私は言わなければならない。そのことに関して改めて市長の見解を承りたいというふうに思います。

これは、したがって、この前は政治資金規正法違反というようなことで申し上げて、そのついでに商法について申し上げましたけれども、答弁がなかったのできょう改めてそのようにお尋ねをしたところであります。

それから、個人情報保護条例の関係についても申し上げたいのでありますが、時間がなくなりますのでなんですが、いわゆるこれからの法整備を見てというふうなことだというふうに思いますけれども、要するにやっぱり国の今ある個人情報保護法を抜本的に改正する必要があるというふうに私も思いますし、そう意味では、今問題が提起されているように、いわゆる自己開示というふうな点からすれば、地方自治体によっても情報公開条例の改正なりやっぱり本人開示を認めることでなされなければならないというふうに思っているわけでありまして。

余談になりますけれども、先般の情報公開法案をまとめた部会からも、御承知のように、国民からは医療、教育関係などを中心として本人の開示を求める意見が相次いでいると。そういうことを踏まえて関係省庁において、個人の権利・利益の保護という観点から、本人開示について早急に専門的な検討を進めるべきだということで述べているわけでありまして、これは、先ほど申し上げました両高裁の判決にも私は同じ趣旨なんではないかなというふうに思っております。

できるだけ早い機会に自治体として見解を持つべきだというふうに思いますし、早い機会に情報公開条例とあわせて個人情報条例の制定を御検討いただくようお願いをしておきたいと思っております。

3問を以上で終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 月山観光のことですけれども、諮らなかったわけですから、どうしてこういうふうなというようなことにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、事務権限の移譲ということで、任せておくということでございますから、諮らなかったことは、私も知る由もないと、こういうふうに言わざるを得ないのでわからなかったということしか申し上げられないと思います。それから、260条の方で3カ月に1回と、こういうことの条文があるようですが、招集を受けて私たちはそれに応ずるわけですから、招集の権限ということになりますれば、これは代表取締役社長の権限だろうと、このように思いますので、招集があればそれに応ずると、こういうことになろうかと思います。

以上です。

川越孝男議員の質問

○佐竹敬一議長 通告番号14番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 私は、通告している課題について、厳しい御指摘や御意見をお寄せくださいました市民の皆さんの立場に立ち、かつ社民党・市民連合の一員として順次質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

通告番号14。

まず最初に、農業用廃プラ処理対策についてお伺いいたします。

農業用廃プラ処理対策の促進のためには、広域的な取り組みが必要なことから、市長会や13市の担当課長会としても県に対し、県が主体的にかつ早急に対策を講じるよう要望しており、県も農業用廃プラ適正処理モデル事業を実施し、先進地調査を実施するなど、山形県に合った方策を検討していると言われております。

どういった現状にあるのか、また、今後の見通しはどうか、さらに実現に向けて私たち市民は何をすべきとお考えなのか、市長の御所見をお伺いいたします。

二つには、本市の廃プラ処理についてお伺いいたします。

当局は、農協の支所単位に生産組織が中心となって、農協と連携して組織的に回収を行い、回収された廃プラは産廃業者に処理を依頼しており、現状では最善の処理が図られているとされてきました。

しかし、地域では、各支所間のアンバランスもありますが、野焼きや不法投棄を避けるため農協の回収に出そうとしても回収日がわからないとか、さくらんぼやブドウの生産組合員以外は回収してもらえないなど、さまざまな問題があるようであります。

当局としては実態をどのように把握されておられるのか。また、年、春といいますか、さくらんぼの収穫後と秋の2回、回収しているようでありますけれども、秋の回収時にはスムーズに回収するためにどう対応されるお考えなのかお聞かせをいただきます。

次に、分権時代の各種審議会・委員会のあり方についてお伺いいたします。

昨年の9月議会でも申し上げていますが、地方分権一括法の制定によって首長の権限はさらに増大することになります。これを適正にコントロールするには、議会本来の機能が発揮される議会活動の強化であり、また同時に、情報の積極的な公開と住民参加であります。

今回は住民参加という観点から、附属機関であります各種審議会や委員会の実情を見てみたいと思うのであります。

今の各種委員会などは、住民が要求しつくり上げたというのではなく、行政の側でつくり与えたものがほとんどであることから、委員が相互に対等の立場で自由闊達な論議が尽くされるという状況にはなっておりません。

名誉職的な委員もおられますが、お話を聞きますと、何々団体の代表という肩書で選出されているために、自分の意見を言っているのか、団体の意見を取りまとめた上で発言しなければならないのかためらうそうであります。

理由はたくさんあると思いますが、広く住民の意見を反映される委員会などにするために、5点についてお伺いいたします。

一つは、本市に地方自治法第202条の3に基づき設置されているもの、また条例や規則などで設置されている委員会などは、それぞれ幾つあるのか示していただきたいと思います。

二つ目は、何々組織の代表という肩書で選出された委員の立場は、組織の代表なのか、組織という枠から

選出された委員であって、あくまでも個人の立場なのか、お伺いいたします。

三つには、すべてを原則公開とすべきであります。もちろん個人や団体などのプライバシーは守らなければなりませんので、そのような場合は非公開とすることができるという形で運営をすべきと思います。このことについての御見解をお伺いいたします。

また、委員会などの性格上、すべてを非公開としなければならないような委員会などはないと思いますが、あるとすればどの委員会なのか示していただきたいと思います。

四つには、偏った人選を避けるために具体的にどのように対応されているのかお伺いいたします。

また、さきにも申し上げていますが、閣議の口頭了解事項となっている在任期間8年以上は何人おられるのか。最高で何年になるのか。また、兼務四つ以上を兼務している方が何人で、最高の兼務数は幾つを兼ねているのかお伺いいたします。

五つには、委員などの一部は公募制を導入すべきと思いますが、そのことに対する考えと設置規則などからして、公募制の導入が不可能な委員会というのはあるのかどうなのか。あるとすれば幾つでどういう委員会なのか示していただきたいと思います。

次に、土地の先行取得の問題についてお伺いいたします。

チェリークア・パーク民活用地が市の代行用地取得事業として、市土地開発公社で進められ、平成10年5月26日に開発公社から寒河江市が取得し、同日に寒河江市からクア・パークに進出する12社へ分譲契約が締結されました。

しかし、その後3社が契約解除となり、1社は隣接の会社に譲渡されたものの、王将といちらくの2社は、登記上は寒河江市所有のままで土地開発公社に戻されていることは御承知のとおりであります。

さらに、土地開発公社では、平成10年5月26日の売買契約以降も代金が納入され、借入金の返済償還が終わるまで金利負担をしているにもかかわらず、契約解消に伴う1,843万6,000円の契約保証金は、寒河江市の帰属となりました。しかし、金利負担をし、土地が戻されたことで管理を負わされた土地開発公社には一銭も回ってこないのであります。それは、寒河江市と企業との契約では万一の場合を想定し契約保証金がうたわれていますが、市と公社の契約ではうたわれていないためであります。

さらに、市と契約解消となった王将といちらくの土地について、市と公社の契約変更として処理されたわけであります。その結果、契約解除による契約保証金は、土地は戻され、金利負担や管理を負わされている開発公社には回らず、負担だけが強いられ、一方、寒河江市には丸々1,843万6,000円の契約保証金が入るという問題が生じているのであります。

代行用地の取得事業で、市に売り渡す契約をした土地が、土地開発公社に戻されるなどということは想定していなかったことであると思います。

したがって、土地売買契約書の疑義の決定を定めた第7条、この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議の上、決定するものとするという条項に基づいて、寒河江市土地開発公社と協議に入るべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、国有地払い下げの課題についてお伺いいたします。

都市計画街路として計画されている落衣島線から寒河江バイパスに通じる東西に延びた一直線の農道がありますが、丸菱食品の敷地拡張に伴って、この一直線の農道が現在は工場敷地内を通る形になっていることから、この農道と両側の水路について、丸菱食品より払い下げの申請が県に出されているそうであります。それに伴うところの市の意見書が過日、県に出されたそうであります。この払い下げをめぐって、市民の方よりさまざまな意見が寄せられました。

そこで2点についてお伺いいたします。

一つは、この件について、市はどのようにかかわってきたのか、その経過についてお伺いいたします。

二つには、払い下げされる農道の北側の敷地に隣接する農地所有者らが、払い下げされる農道に平行した形で農地法第4条に基づいて農道をつくられています。その土地が丸菱食品株式会社に仮登記されているとお聞きをしているわけですが、事実かどうか伺いいたします。

以上について、市長の誠意ある答弁を期待をいたしまして、第1問を終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 まずは、農業用廃プラの問題でございます。

本市におきましては、これまで園芸銘柄産地育成事業や、ことしから実施したところのさくらんぼ生産振興事業など積極的に農業の施設化を推進し、園芸農業の振興を図ってきているところであり、その結果、平成10年度では、本市の農業粗生産額の71%を果樹、野菜、花卉などの園芸作物が占め、その額70億 3,000万円は10年前に比較して34%の伸びを示しており、県内でも有数の園芸産地に成長しております。

しかし、農業の施設化の進展に伴い、農業用使用済みプラスチック、いわゆる廃プラの排出量も年々増加してきており、その処理は農家にとって大きな課題となってきました。

御案内のとおり、廃プラは、廃棄物処理法、正確に申し上げますと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、産業廃棄物として事業者たる農家みずからの責任において適正に処理することが義務づけられており、野焼きなどで個々の農家が焼却処理することは禁止されております。

そのため実際の処理に当たっては、処理業者に依頼して、埋立処理か、もしくは再生処理施設でリサイクルされることとなりますが、現在、県内ではほとんどが埋立処理されているようです。

廃プラの処理に当たりましては、環境衛生上、また資源の有効利用という観点からもしリサイクルによる再生処理が理想であると思いますが、リサイクル処理施設の建設には多額の設備投資や施設の採算面など、多くの難しい問題を抱えていることから、市町村レベルで対処できる問題ではなく、全県的な取り組みとして県に積極的な対応をお願いすべくこれまで機会をとらえて要望してきたところでございます。

県におきましては、これまで廃プラの処理については、リサイクルによる再生利用は将来的な課題として、当面、組織的な回収と埋め立てを中心とした適正処理を推進するため、県内全域に市町村単位の農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会の設置を進め、適正処理強化期間を設けるなどして、回収と農家に対する啓発運動に取り組んできております。

また、昨年度からは、市町村協議会の回収に要する経費などの一部を補助する農業用使用済みプラスチック回収システム整備推進事業に取り組み、適正処理の推進を図っております。

また、県では、今年度中に廃プラに係る適正処理方針を策定し、これまでの回収と埋め立て等による適正処理とあわせ、リサイクルによる再生処理の推進方向も打ち出し、来年度以降、近隣の県との連携を視野に入れながら、廃プラの適正処理の推進を図っていく意向であると聞いておるところでございます。

いずれにいたしましても、廃プラの再生処理施設については、一市町村では無論のこと、県単独でも厳しい難しい問題でありますので、今後県の動きを見守りながら、リサイクルによる再生処理の推進についても県などに働きかけ、将来、再生処理施設が建設された場合に、スムーズにリサイクルによる再生処理体制に移行できるよう、当面、関係機関、団体と連携しながら、回収体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

本市の廃プラの回収につきましては、市内の生産者団体などで組織する寒河江市農業用使用済みプラスチック適正処理協議会が農協各支所ごとに年一、二回の回収を実施しております。昨年度は全体で12回の回収を行い、回収量は前年度に比べて62%ふえ、488立方メートルでありましたが、農家の適正処理に関する意識の高まりもあって、回収量は年々増加しております。

協議会による回収については、本来産業廃棄物である廃プラを排出する農家みずからの責任において行うという観点から、回収時にはさくらんぼやブドウなどの生産者団体から一定の人員が出て回収作業に当たってきており、また、処理費用についても生産者団体が一部を負担している場合があるようです。こうしたことから、これまでは回収する対象者を生産者団体に加入している農家に限定していたところでございます。

しかし、廃プラを排出する農家がすべて生産者団体に加入しているわけではなく、市全体の廃プラの回収を推進する立場から、市では今年度からはすべての廃プラを回収してもらうよう協議会にもお願いしてきたところであり、協議会の御理解を得ながら、今年度からはそうした方向で各農家に回収の案内をしていただいたところでございます。

ただ、回収現場にその旨が徹底していないこともあったろうかと思われますので、再度協議会に対しまして理解と協力をお願いしたいと考えておるところでございます。

市としましては、廃プラの野積みや野焼きを防ぎ、適正処理を推進するためには、当面、組織的な回収体制の整備を図る必要があることから、今年度から協議会に対して回収に要する経費や広報活動のための経費などについて、その一部を負担することとしたところであり、さらに今後、回収の期間や方法などについても協議会と協議しながら廃プラの適正処理を推進し、寒河江型農業のさらなる発展を期してまいりたいと思っておるところでございます。

次に、各種審議会・委員会のあり方について何点かのお尋ねがございました。

まず、この委員の選任についてでございますが、審議会・委員会につきましては、市民の意見または要望を行政運営に反映させ、適正な行政執行を図るために、それぞれに設置目的が定められ、その目的にふさわしい委員としての選出区分なり、選出団体等が法律、条例等に明記されているものが多くあります。

審議会等においては、有識者による豊かな経験や知識に基づく活発な意見交換により、市の事務事業等に関する審議をお願いし、市の行政執行に反映させ、寒河江市の発展に寄与していただいております。

審議会等の委員に委嘱された方は、どのような立場で委嘱されたのか、また、審議会等の委員構成がどのようになっているのかは御承知のことと思います。

審議会等の運営につきましては、会長がリードして進めるものであると思っており、会議の中の議事運営については、通常は会長が当たるところの議長の議事進行により自由闊達な意見交換が行われるものと思います。

審議等の中での意見交換は、それぞれの分野の有識者としての立場からの御意見を議長が整理して進められると思っていますので、選出区分による立場を組み込んだ御意見が求められるのではないかと思います。

次に、公開のことでございますが、各審議会等の目的が政策審議や資格審査のものから、施設等の運営に関するものまで、幅が広い分野にわたっておりますので、公民館運営協議会、あるいは児童センター運営委員会などについては、公開について可能ではないかと思いますが、審議会等が主体的に判断していただくものと思いますので、運営に関する要綱など、審議会の運営に関する進め方の中に公開についての定めがなければ、おのおのの議事に諮って決めていただくものであると思っております。

それから、委員の任期やあるいは偏り方、兼職等というような考え方についてのお尋ねもございました。

これらにつきましては、前の議会でもお答え申し上げておりますが、団体を代表するものや役員と規定されている場合は、選出団体の事情もあると思っておりますので、当該団体が推薦するに当たって、なるべく偏った人選を避けるような方向でお願いしているところであり、職名等が規定されていれば、当然その職名等に該当する人を、また学識経験等となっている場合は、審議会等の設置目的に沿うような適任者を選出し委員をお願いしているものであり、行政委員会においても同様ではないかと思っております。

このようにしておのおのの設置目的に沿った選出区分により委員の選任、委嘱を行っておるところでございます。

また、公募制についてのお尋ねがございましたが、具体的に公募するにふさわしいところの審議会・委員会が幾つあるか、具体的に例を挙げてと、こういうことを申されましたけれども、すぐここでどのような審議会・委員会がどのような法律によりまして、どのように組織構成して、それが公募制になじむものがどの程度あるかというようなことは、私も調べてみませんとわかりませんし、資料も持ち合わせておりませんの

で、答えはすることはできないことを御理解いただきたいと思います。

それから、8月現在で委嘱されている委員数 319名の中で、任期が8年以上の委員は40名、最高は42年。それから兼職を四つ以上持っている方は9名。最高では12の兼職と、こういうことも調べてみましたところわかった次第でございます。

それから、土地の先行取得の問題についての御質問がございました。

クア・パークの民活用地については、計画された10万5,119.64平米の全面積について、当初、売買契約がなりましたが、相手方の経営方針の変更から契約履行できない旨、連絡を受け、市としては残念ではありましたが、契約を解約したところでございます。

契約解除した2宅地1万9,768.75平米につきましては、ホテル誘致に向け、現在努力しているところでございます。この契約解除した2宅地については、契約の義務を履行しないことにより契約保証金は市に帰属することになり、1,637万5,000円を一般会計に収入としております。御案内のとおりでございます。

また、この2宅地の市と公社の売買契約については、変更契約により解消しております。

御質問にもありましたが、市と公社の売買契約にあっても、契約保証金または違約金などの規定を設けることによりまして、公社がこうむる損害を担保するように契約書に盛り込むべきではないかというようなことだろうと思いますが、契約保証金については、地方自治法 234条の2 及び同施行令 167条の16に定められておりますが、契約の相手方が契約上の義務を完全に履行することを確保するとともに、契約の相手方に義務違反があった場合には、地方公共団体のこうむる損害額を立証することなく、その損害を画一的に処理することによって、その損害の補てんを容易にするための担保でございます。

万一、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、契約で別段の定めがない限り、地方公共団体に帰属するというものであります。

市の土地開発公社は公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項に基づきまして、市が全額出資して設立した特殊法人でございまして、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地の取得及び造成等を行わせることを目的としたものでございます。

公社と本市が取り交わす契約は、こうした目的に沿って市が公社に依頼したところの土地売買契約でありますし、市が契約を履行しないということはそもそもあり得ないわけでございます。2宅地に係る公社との間の変更契約についても契約の不履行ではなくて、当初の契約の基本になる民間2社との売買契約を解除したことに伴うものでありまして、将来市が買い取ることを前提としたものでございます。

以上のことから、市が公社に対し不利益を与えとか、経営基盤を脅かすようなことはあり得ず、そうした現実と認識において、市を債務者とするような契約保証金や違約金の規定を盛り込んだ契約というものは考えられないものと思っております。

次に、国有地の払い下げの問題でございます。

国有財産の払い下げを行うには、行政財産である場合は、前段としまして用途を廃止し、それから普通財産に切りかえることが必要となるわけでございます。建設省所管の国有財産の用途廃止でございますれば、建設大臣から委任を受け管理することとなっております知事が行っておりますが、用途廃止後は大蔵省に引き継がれ、払い下げなどの管理処分が行われることになっております。

用途廃止の申請というものは、通常国有財産の取得を希望するものから行われますが、行政財産として存置する必要がないとの知事の判断のもと受理され、書類審査を経た後、市町村長に対して総合的な意見を求めることになっております。

御質問の国有財産につきましては、隣接企業の工場敷地の中央部にあり、現況が工場敷地と一体利用となっていることや水路が農業用水路として機能していないことなどから、県では、農道としての機能も喪失しており、つけかえの必要のない単純用途廃止であるとの考え方を持っているようでございます。

市では知事からの意見照会を受け、関係各課の協議を踏まえ、市としての総合的な意見を付しているところではありますが、用途廃止申請地の北側に設置されていた農地法4条に基づく農業用道路とのかかわりについては、今回の申請がつけかえ行為の申請ではなく用途廃止の申請であることから、関連はないと思っております。

それから、国有財産の用途廃止申請というものは、地方分権に伴う国の方針もあり、年々増加しておりますが、市としましては機能を重視し、利便性を損なうことのないよう、今後とも関係者の意向を踏まえて進めてまいりたいと思っております。

それから、この企業の敷地の北側に設置された農道につきましては、農地の所有者の方々が農作業に便利なお互いにお互いに農地を出し合い、農道をつくる目的で農地法4条の申請があったもので、農業委員会において内容を審査し、県へ進達して許可がなされたと聞いております。また、仮登記のことにつきましては、所有者と仮登記設定者の関係であろうと思っております。

以上でございます。

○佐竹敬一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議長 1問目に対しての答弁いただきましたが、若干抜けている点もありましたので、2問目の中で指摘をしながら、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

それで、農業廃プラの関係でありますけれども、県の方の状況については、リサイクルをする、こういう施設については将来の課題というふうになっているというようなことでありますけれども、やはりこのことを私ども会派としても、これまでも提案しているわけではありますが、基本的にはリサイクルをしていくという、こういうふうな形にしていくべきだというふうに思っていますので、ただ、それぞれの市町村でというふうなのは不可能なことであり、広域的に対応すべきだというふうなことで、きょうと同じようにこれまでも市長からは県の方に強く要望しているというふうなことであります。ぜひもっともっと取り組みが本格的に進むようお願いをしたいということで、再度要望をしておきたいと思います。

それから、寒河江市の取り組みの関係であります。ただいま市長からお話あったように、それぞれの支所段階でまちまちな対応になっておったようです。寒河江の支所管内などは数年前からそれぞれの生産組合だけでなく、実行組合も連名で出して、そうすることによって、より多くに周知なるであろうということなので、回収のお知らせのチラシなどもただ多く行き渡るような手だてをとられておったようですけれども、私のところの高松などは、先ほども申し上げましたようにブドウとさくらんぼの組合に入っていない人はだめというふうなことになっておったわけありますので、この秋からは先ほども市長の答弁にあったように、再度周知を徹底していきたいというふうなことでありますので、ぜひ、それぞれの地域で各農家や、あるいは農家でなくても、今、兼業的なちょっとしたさくらんぼやブドウなどもあるという人、ビニール、雨避けのテントをかけているわけありますので、そういうものがきちっと回収されるように特段の指導をお願いをしたいというふうに思います。

それから、各種委員会の関係であります。まず、一つ、地方自治法第202条の3に基づいてつくられている委員会というのは寒河江市に幾つあるのか。この点、先ほど答弁なかったんで、これに基づいてつくられているやつが幾つで、あと、その他、市の条例や規則などでつくられているやつが何ぼあって、合計で幾らなのか、これを教えていただきたいと思います。

それからあと、委員の方々からいろいろ言われるわけですが、委員の立場、選出するのはわかります。例えば寒河江市営住宅入居者選考委員会の場合、これは2条の組織ということで、1号委員は市議会議員を代表する委員2名、2号委員としては民生委員を代表する委員1名、3号委員として町会長を代表する委員1名、4号委員として各種団体を代表する委員1名、5号委員としては都市計画課長及び福祉事務所所長と、こういうふうな形になっているわけありますけれども、例えばですね、議会を代表する委員2名となっているわけですから、今も出ていて、それぞれ2名を選出をするという形の中で議会の中で選びますね。したがって、選ばれた議員は、それぞれその選ばれた議員が委員という立場で個人的にいろいろ選考委員会の中では対応するわけです。

しかし、次の民生委員を代表する委員では、実際は寒河江市民生児童委員連絡協議会会長さんがなっているわけですね。そうするというと、会長さんはこの民生委員を代表する委員というようになっているから、民生委員の中での一定程度物事を審議する案件によって、こういう立場というか、代表なのか、あるいはその中から選ばれた個人として対応していいのかというのが戸惑うんだそうです。

たまたまこれは市営住宅の入居者選考委員なんていうのは、検討される中身が申請あった人を適当であるかどうかということを審議するわけだから、格別あれだというふうに思うんです。その他の幅広く審議する場合などは、自分らの組織でその案件について検討してからでないと言えないのだからかという、こういう悩みがあるんだそうです。審議会の中でだれそれ会長はああいうことを言ったんでないかというふうに言わ

れっかしやという悩みがあるんだそうです。

したがって、それぞれのジャンルから選出はされますけれども、された限りは、その委員個々人の立場でその中で対応していいのかどうなのか。こういうことを私は1問目でお尋ねをしたんです。あるいは事務方との打ち合わせもそういう趣旨でお尋ねをしますということを申し上げておったんですが、この点についてはっきりしたことなかったんです。

そして私は先ほど言ったように、議会から例えば2名挙げられれば、それぞれの立場で選ばれた委員がその委員として個人的に判断をしながら対応するというふうにしていますし、そういうことでいいのではないかというふうに私は思っているんです、それぞれの委員が。

したがって、そういう見解でいいのであるというふうなことであるならば、そういうふうなことをそれぞれの委員会の中で事務方の方から説明をして徹底しておいていただきたい。そうすることによって、今のような発言をする際に、あるいは意見を言う際にちゅうちょをするとか戸惑うという部分がなくなるのではないかなというふうに思っておりますので、この点についての考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、公開の関係であります、私は、地方自治体の附属機関なわけでありますから、寒河江市の情報公開条例はそれぞれの課なり委員会なりになっていますので、適用するのではないかというふうに思うんです、この委員会・審議会というものについては。行政の附属機関でありますから。そのもとである行政側の対応する機関が情報公開条例の対象になっておれば、それぞれの委員会というのも適用するのではないかというふうに私は思っております、このことについての見解をお聞かせをいただきたい。

そうしますというと、もうすべての、その附属機関については……、だからだめだとかなんかでなくて寒河江市の情報公開条例、今生きている条例が適用するのではないかというふうに思いますので、この点お聞かせをいただきたい。

また、執行機関の部分もあるわけでありますけれども、これについては、それぞれの、またこれも同じように当該する機関が情報公開の実施機関になっているかどうかによって出てくるのではないかというふうに思うわけであります。地方自治法の第180条の5、執行機関、この関係にしましても、例えば寒河江市では教育委員会とか選挙管理委員会とか、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などが、これは附属機関ではありませんけれども、180条の5で執行機関としてあるわけでありますけれども、この中に、この行政委員会に関連して出てくるさまざまな審議会・委員会というのも、これまた、今言った機関は寒河江市の場合、情報公開条例の実施機関に入っているわけでありますから、その関係で出るものについても基本的には情報公開条例が適用するのではないかと。

しかし、それぞれの案件で、この部分で非公開としなければならないとかんかという案件が出たときには、先ほどの市長の答弁どおり委員長さんが委員会に諮って対応するというふうなのは当然でありますけれども、基本的には情報公開条例が適用するのではないかと。このことについての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

それから、偏った人選を避けていただきたいということで申し上げたんですが、先ほど兼職なり、あるいは在任期間の関係をお聞きをしましたら在任期間の最高の方は42年と。あるいは兼職については最高12というふうなことでありますけれども、国の方でも閣議の中でそういう兼務を、偏った人選を避けるというふうなことからして、何回も申し上げますが、任期は8年を限度、兼職数というのは四つ以内というふうなことにされているそうでありますが、例えば設置条例でも町会長連合会とか婦人会とか、いろいろあります。そして例えば町会長連合会から選出するというふうになっているとすれば、必ずしも連合会長でなければならぬというものでなくて、そういう数をできるだけ1人の人に偏らせないとなれば、町会長連合会からは選出していただきますけれども、会長でなくて副会長さんとか、あるいは次、まだ、それでもいっぱいダブるんだとしたら、さらには町会長連合会の中から別な人を選ぶという、こういうふうなことをなどをやっぱり

していくべきでないかというふうに思うんですね。

その辺について、それぞれの団体から推薦をしてもらって決めているんだというふうなことですけれども、やっぱり1人の人に偏らない、偏った人選をしないという基本的なことを持つならば、それぞれの団体に、分散するような形で選出をしていただきたいという要請の仕方もあるのではないかというふうに思いますので、こういうことについても考え方をお聞かせいただきたいし、12の兼職やあるいは42年なっているというふうなことについて、市の方では何らかのお話をされてきた経過があるのかどうかもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、次、土地の先行取得の関係で、開発公社と市との関係でありますけれども、もちろん私、違約金を取れとかなんかって言っているんでありません。これはたまたま金額的には金利負担も100万円ぐらいのようであります。実質的には契約してから全部お金が入って開発公社のチェリークア・パークの民活用地の金、返済終わるまでに発生した利子は527万円だそうですけれども、それを返された二つの会社に案分しますという98万8,000円ほどになるようであります。こういうものもあります。また、草を刈ったり、あるいはこれからどういうふうになるかですけれども、管理もしていかなければならないということもあると思います。

それで、たまたま今回は開発公社の経営状態もいいとか、あるいは金額も余り大きい負担でないと。だからいいのだというようなことでなくて、これがもし大きい金額でもうだめだというふうになった場合には、その間の負担もかかるわけありますから、やっぱり何らかの形で考えることなども必要なのではないかと。たまたま今回のケースは負担にならないわけありますけれども、というふうなことで申し上げたところであります。

それから、国有地の払い下げの関係でありますけれども、仮登記というのは、所有者と仮登記設定者の関係というふうなことでありましたけれども、仮登記はなっているという、仮登記設定者の関係ということですから仮登記なっているということだと思ふんですけれども、改めてこの点お聞きをしたいというふうに思いますが、まず、国有地の払い下げに関してさまざまな話が私どもにも寄せられました。昨年の春ごろには払い下げ既に上の方で決まっているんだそうだというふうな話も寄せられました。

また、農道の払い下げの話は以前からあったんだと。しかし、なかなか難しくて進んでいなかったんだと。ところが、市長に平成6年から平成8年まで毎年50万円ずつ会社で政治献金したからその見返りに払い下げになったのだ。こういうふうな話があるというふうなこともお聞きをしました。

私たちはそのようなことはないというふうに信じますが、丸菱食品から平成6年から平成8年までの3年間、50万円ずつの150万円、本当に佐藤市長の後援団体などに献金としてあり、これを受け取った事実があるのかどうか、市長にお伺いしたいと思います。

また、農道などの国有地の払い下げに際して、制度上、利害関係者個々人からの同意は必要ないそうであります。土地改良区の同意でいいんだそうであります。周辺の耕作者と会社との話し合いなどもされているそうであります。そして、条件なども出されておるそうでありますので、適切な指導をお願いをしたいというふうに思います。

また、農業委員会の方にも御要望申し上げたいわけあります。農地法第4条でつくった農道が丸菱食品の仮登記になっているというのはどういう事情があるのかわかりませんが、先ほども市長は、双方の関係でしようということでしたが、私としては理解に苦しむところであります。当時私も農業委員でありました。4条での申請でありますから、自分らの土地を出し合って道路をつくるということですから、なかなか理解に苦しむところであります。

したがって、現状を十分調査していただいて、市民に不信を抱かせないような適切な対処をお願いをしたいというふうに思います。これは要望であります。このことについても農業委員会としての見解などあり

ましたら、お聞かせをいただきたいと思います。市民に不信感を招くようなことのないように適切な対応をお願いをしておきます。

以上で2問を終わります。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何点かのお尋ねがございましたが、202条の3の数というのは、これはちょっとわかりません、私は資料等も持っておりませんからわかりません。これは202条の3といいますと附属機関ということでございまして、執行機関の附属機関ということで、ちょっと調べてみなければわかりません。その他条例に基づく云々というのも、これも調べてみなければわかりません。

それから、選出されたところの委員なりという方は、やっぱりその団体から、あるいはそのグループからということで選出されておるわけでございますから、やっぱりベースとしましてはその団体の意向というものを、あるいはその団体の考え方というものを踏まえて、審議会の中で、あるいは委員会の中で発言されるべきものだろうと思っております。

例えば、公益委員の立場から選ばれた方が、全く反対の労働者側委員からの立場で物を話すというようなことはあり得ないと私は思いますから、その団体、選出母体というものを踏まえた意見というものが出されるのじゃなかろうかなと、こう思います。

それから、附属機関云々のというような御質問がありましたが、御質問の内容がちょっと私にはわかりかねますので、また質問をいただければなと、このように思っております。

それから、国有地の払い下げの問題でございますが、これは払い下げになっているんだと思っております。

それから、政治献金云々また出てきましたけれども、いつ、幾らか、資金管理団体の方になされたか、これも調べてはみないとわかりませんけれども、献金をしておるからこういう状態が起こるんだと、起きたのでないかというようなことを申し上げられれば、私も全く心外でございますので、これは改めていただきたいと思っております。

そのほかのことは担当の方から、調べておるとするならば、担当の方から申し上げたいと思います。

- 佐竹敬一議長 庶務課長。
- 兼子昭一庶務課長 それでは、私の方から答弁いたします。

地方自治法 202条の3の規定に基づくところの附属機関は28機関であります。その他が13でありまして、合計で41の審議会・委員会等がございます。

以上です。

○佐竹敬一議長 川越議員、農業委員会に対しての答弁は要望だけにさせていただきます。

3問に入ってください。川越孝男議員。

○川越孝男議員 何か言っていることとすれ違いの部分あるようですので、例えば何々の団体の代表というふうになっているわけですね。そうした場合には、そのジャンルから踏み越えてということを言っているんじゃないんです。代表となった場合に、その案件についてはその団体で態度を決めないと言えないというふうなことになるんですかと。討議をして、機関としての物事を決定しないと、その委員会の中で発言できなくなるんですかという戸惑いがあるそうです。何々の団体の代表という形でいくと。なれて覚えている人はいいらしいんですが、新しくなって何々団体の代表。代表となっているという、このことについておらだの団体でどうこうというのは議論してこなかったと。したがって、しゃべって後で「おまえ」というふうに言われると悪いという戸惑いがあるんだそうです。したがって、どうなんだということをお尋ねしたんです。

そしてそういうことをきちっと教えてもらうことによって、各委員の皆さんに理解をしてもらうことによって、さらに意見が活発に議論がされるのではないかと、こういうことでお尋ねをしたり、お願いをしたりしていますので、それが公益委員が労働側で言ってとかというふうに飛躍した極端な言い方をされると、私もこれまた心外でありまして、ぜひ市長、その辺御理解をいただきたいと思います。そしてお答えをいただきたいと思います。

また、政治献金の話も私はそういうふうなことはないというふうに信じますということを申し上げておまして、しかし、そういう話があるもんですから、そういうことについてどうなんですかと。もらったという事実はどうなんですかということをお聞きしたんです。

ところが、資料ないというふうなことでありますので、議長、後で、ないと言うのであれば、手元になくてわからないというのであれば質問できませんので、しかし、この点については市民の皆さんから私ども厳しく御指摘をされたりしていますので、ぜひ調べていただいて教えていただきたい。それまで休憩なりなんなりもしますので、そのことについて議長、どういうふうにするといいか教えていただきたいと思います。でないと時間だけとりますので。

○佐竹敬一議長 今すぐですか。今のこと。

(「休憩していいのだから、後で教えてもらうようになるんだか」の声あり) ひとつ、時間が時間だとすれば、また再度この次の議会ということもあると思いますけれども、(「調べてすぐわかるでしょう」の声あり) その具体的な通告、そうした献金に対する通告とかというものがなっていない関係上、やっぱり調べていないと思います。

川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ、調べるとすぐわかるというふうに思いますので、後で教えていただきたいという、だから、議長の方からもぜひそういうふうに取り計らいをお願いをしたいというふうに思います。

それから、では先ほど聞いた点についての答弁お願いします。

○佐竹敬一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 2問で答弁申し上げたとおりでございます。その母体の立場というものを踏まえて、代表でございますから、あるいは団体の長として委嘱あるいは任命されておるわけでございますから、その団体の意向というものを十分踏まえた御意見というものが審議会なり、あるいは委員会の席上で出されるものと思っております。

それに対しまして、当然、そういうことが団体の立場なりを代表しているんだということで発言なされるものと、その議長なり、あるいは会長の職にあるものは受けとめておるんだらうと、このように思っております。

散 会 午後2時48分

- 佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。
大変御苦労さまでございました。